

令和5年第4回定例会 土木企業立地推進委員会資料 【土木部報告事項】

1 令和5年度国土交通省関係補正予算の概要

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（11月2日閣議決定）に基づく施策の柱
 - ① 物価高から国民生活を守る
 - ② 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する
 - ③ 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する
 - ④ 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する
 - ⑤ 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する
- 配分対象事業費
5兆9,815億円

2 土木部事業の主な動き

- (1) 令和5年台風第13号に伴う県道日立山方線及び県道十王里美線の通行規制について . . . 別添 1
- (2) 牛久沼越水対策検討委員会について 別添 2
- (3) 洪水浸水想定区域図の作成について 別添 3
- (4) 幹線道路網の整備について
 - ・ 国道118号袋田バイパス 別添 4
大子町袋田～北田気 約1.3km区間 12月2日開通
- (5) 茨城港常陸那珂港区の定期コンテナ航路開設について 別添 5
- (6) 洞峰公園のつくば市への移管について 別添 6

令和5年台風第13号に伴う県道日立山方線及び県道十王里美線の通行規制について

台風第13号の記録的な大雨により土砂崩れが発生した県道日立山方線及び県道十王里美線については、応急の安全対策工事完了後、一部の区間において降雨による事前通行規制を設定し、片側交互通行による供用を図っております。

引き続き、被災箇所の道路機能確保に向けて早期復旧に努めてまいります。

1 経過状況

9月8日（金）～9月22日（金）	全面通行止め
9月22日（金）	応急の安全対策工事完了
9月23日（土）～	通行止め解除・事前通行規制開始

2 降雨による事前通行規制の設定

県道日立山方線	日立市宮田町	L=1.9km
県道十王里美線	日立市十王町高原	L=1.3km

3 事前通行規制の雨量基準

- ・時間雨量 4mm 9月23日（土）～10月31日（火）
- ・時間雨量 10mm または連続雨量 50mm 11月1日（水）～

※雨量基準は、降雨により土砂流出等が発生しないことを確認しながら順次引き上げます。

[雨量基準の設定]

雨量基準は、国土交通省 国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人 土木研究所の専門家に助言をいただき設定。



牛久沼越水対策検討委員会について

「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号」による牛久沼の越水については、第2回委員会において検証した結果、経年的な地盤沈下が主たる要因であることを確認いたしました。

今後、第3回委員会における検討結果を踏まえ、地盤沈下を考慮したハード・ソフトが一体となった越水防止対策を実施してまいります。

○ 堤防沈下の状況



○ 牛久沼越水対策検討委員会 委員

	所属等	役職	氏名
委員長	筑波大学 大学院システム情報系	教授	武若 聡
委員	筑波大学 大学院システム情報系	教授	堤 盛人
委員	茨城大学 工学部	教授	横木 裕宗
委員	国土交通省 利根川下流河川事務所	事務所長	小淵 康正

○ 委員会スケジュール

- ・ 第1回 令和5年 8月7日(月) 14時～ 越水に係る事実確認
- ・ 第2回 令和5年11月2日(木) 14時～ 氾濫事象の再現、越水被害の発生要因
- ・ 第3回 令和5年12月下旬(予定) 今後の越水防止対策

洪水浸水想定区域図の作成について

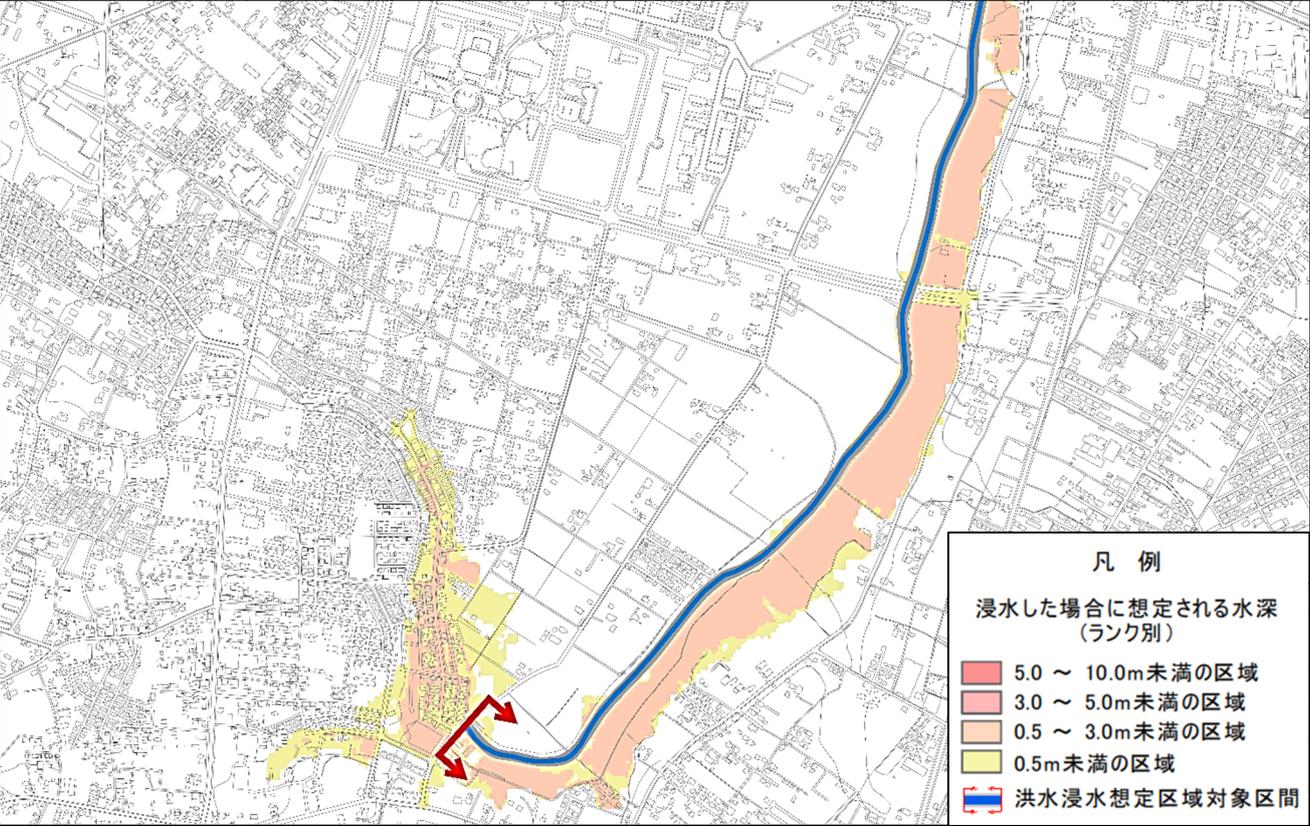
洪水による浸水リスクの把握に資する「洪水浸水想定区域図」については、新たに56河川の作成が完了したことから、県のホームページ等において、10月24日に公表したところです。

また、令和7年度までに、すべての県管理河川において作成する予定でありましたが、「令和5年台風第13号」により、二級河川を中心に多くの河川が氾濫したことを踏まえ、予定を1年前倒しし、来年度中に作成することといたしました。

引き続き、市町村においてハザードマップなどの作成が速やかに行われるとともに、住民へのリスク情報の周知が早期に図られるよう努めてまいります。

○公表状況

県管理河川	公表済河川	今回公表河川	未作成河川
216河川	27河川	56河川	133河川



例) 一級河川逆川の洪水浸水想定区域図 (県庁付近抜粋)

国道118号袋田バイパス

(^{ふくろだ} 大子町 ^{きたたげ} 袋田～北田気)

○国道118号は、水戸市を起点とし、県北地域を縦断して福島県に至る広域的な幹線道路です。

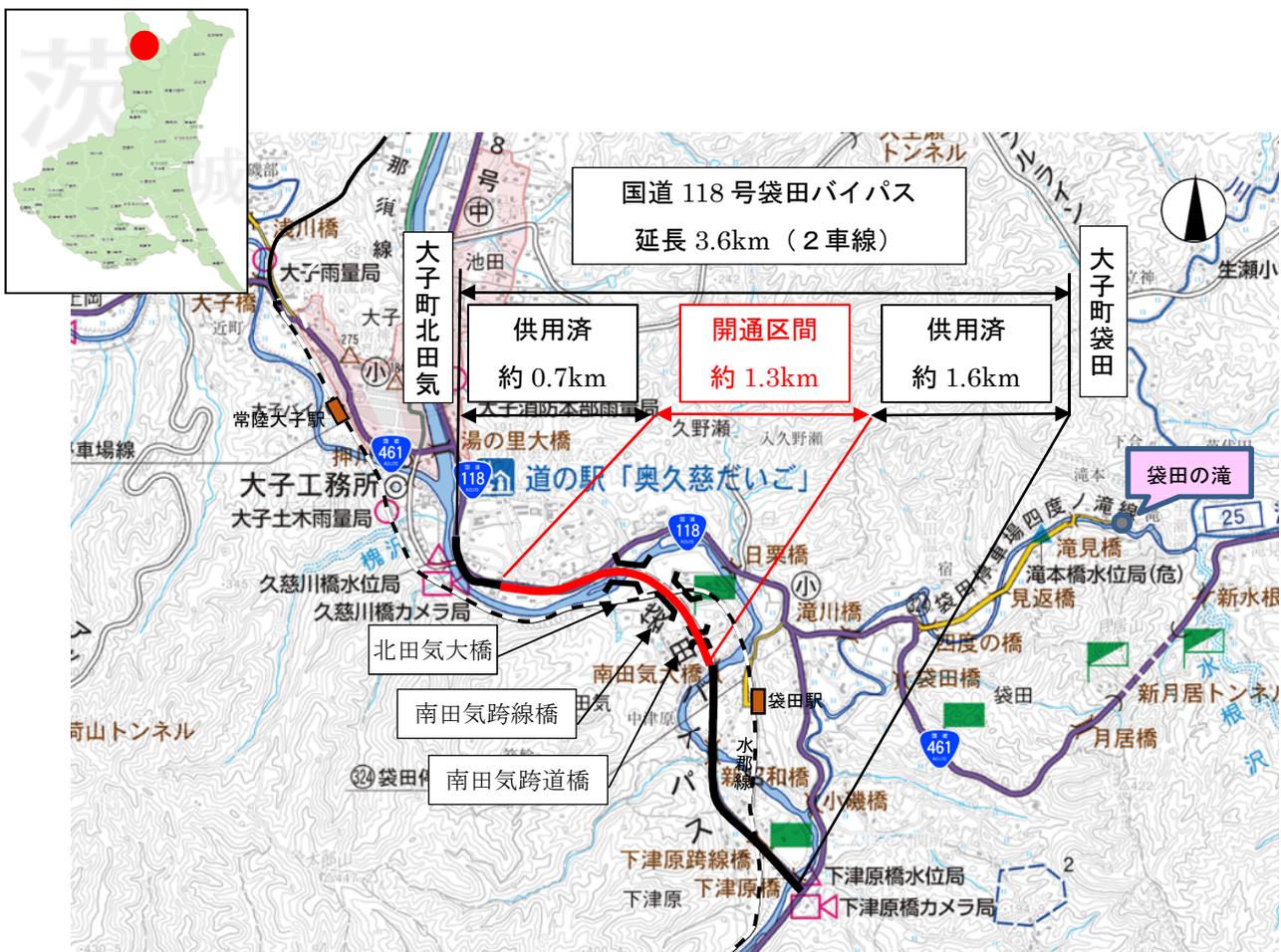
○このうち、^{ふくろだ} 大子町 ^{きたたげ} 袋田地内から北田気地内までの約3.6km区間につきまして、バイパス整備を進めてまいりましたが、今年2日に久慈川やJR水郡線を跨ぐ橋梁を含む、延長約1.3km区間が開通したことにより、全線開通いたしました。

○この開通により、緊急輸送道路としての機能強化や観光シーズンの渋滞緩和が図られ、地域の発展に大きく寄与するものと期待しております。

○開通区間の概要

延 長：約1.3km

開 通 日：令和5年12月2日



茨城港常陸那珂港区の定期コンテナ航路開設について

- 茨城港常陸那珂港区において、約4年ぶりとなる外航定期コンテナ航路の開設が決定いたしました。
- 今回の航路は、荷主企業と県が協力し、外航船社と継続的に交渉を行い、開設に至ったものです。
- 航路は上海・太倉と結ぶもので、中国船社のSITCにより、令和6年1月下旬から週1便で運航される予定です。
- 常陸那珂港区と上海間を、輸入で5日、輸出で4日と、これまでの航路に比べて少ない日数で運航されることから、アジア圏との取引がある企業による一層の利用促進が期待されます。

○ 概要

航路名：中国定期コンテナ航路

運航船社：SITC 【中国船社】（日本総代理店 SITC JAPAN 株式会社）

運航開始：令和6年1月下旬予定

運航船舶：約950～1,000TEU積み※ 総トン数9,500～9,900トン程度

※TEU：Twenty-foot Equivalent Unit 20フィートで換算したコンテナ個数を表す単位。

寄港地：上海－名古屋－東京－常陸那珂(木)－仙台－上海－太倉

※上海港で東南アジアサービス等へ接続可能。

（毎週 木曜日に常陸那珂港区寄港）

<参考>

常陸那珂港区の定期コンテナ航路の状況

曜日	航路
月	国際フィーダー
火	
水	国際フィーダー
木	韓国定期航路、韓国・中国定期航路 <u>中国定期航路（新規）</u>
金	国際フィーダー
土	韓国・中国定期航路
日	

新規航路の航路図



洞峰公園のつくば市への移管について

洞峰公園につきましては、これまで、移管に向けてつくば市と協議を重ねながら、必要な手続き等の準備を進めてまいりました。

この度、つくば市をはじめ、関係者との調整が整ったことから、県・市双方の議会に都市公園条例改正に関する議案を上程し、審議、議決をいただいた後、譲与契約締結など、移管に向けた手続きを進めてまいります。

1 県の対応状況

○県有施設・県出資団体等調査特別委員会

- ・ 令和5年9月、第3回県有施設・県出資団体等調査特別委員会において、洞峰公園の移管の方向性について「妥当である」と了承いただいた。

○移管に向けた施設修繕

- ・ 県が移管に先立ち、本年5月に県、市、指定管理者の3者で修繕箇所の確認及び調整のうえ、体育館の雨漏りをはじめ、建築・電気・機械設備、遊具などの修繕を実施。

2 つくば市の対応状況

○市議会における全員協議会

- ・ 令和5年11月、市が見通している今後の維持管理費等の考え方などを説明し、概ね了解。

○洞峰公園の無償譲渡に関する市民アンケート

- ・ 令和5年11月10日から30日にかけて、市民及び公園利用者を対象に洞峰公園の今後のあり方について意見を伺うためのアンケート調査を実施。

3 今後の予定

- ・ 県市双方の議会で、都市公園条例の改正に関する議案について審議、議決をいただいた後、速やかに公園の譲与契約を締結。
- ・ 契約締結後、県による都市公園の廃止及び市による都市公園の供用の公告。

令和5年第4回定例会土木企業立地推進委員会

議案等説明資料

令和5年12月14日

土 木 部

目 次

【予算】第 118 号議案、第 119 号議案

○令和 5 年度予算 課別一覧（12 月補正）	3
○令和 5 年度予算 公共事業費一覧（12 月補正）	4
○令和 5 年度 繰越予算一覧（12 月補正）	6
○令和 5 年度 債務負担行為補正一覧（12 月補正）	7
○令和 5 年度 地方債補正一覧（12 月補正）	8

【条例・その他議案】

○第 125 号議案 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	9
○第 126 号議案 茨城県都市公園条例の一部を改正する条例	25
○第 142 号議案 指定管理者の指定について （茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設（大洗海浜公園））	34
○第 143 号議案～第 146 号議案 指定管理者の指定について （赤塚公園、県西総合公園、笠間芸術の森公園、大洗公園）	36
○第 150 号議案 工事請負契約の変更について （（仮称）上曾トンネル本体工事（石岡工区））	40

【報告】

○報告第 5 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について 別記 1 和解について	42
--	----

【その他説明事項】

○茨城県マンション管理適正化推進計画の策定について	43
---------------------------	----

令和5年度予算 課別一覧（12月補正）

（一般会計）

土木部

○第118号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算（第5号）

（単位：千円）

区 分	現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B
監 理 課	2,898,305	-	2,898,305
用 地 課	61,296	-	61,296
検 査 指 導 課	39,221	-	39,221
道 路 建 設 課	30,959,330	-	30,959,330
道 路 維 持 課	32,373,404	1,500,000	33,873,404
河 川 課	22,740,809	3,402,400	26,143,209
港 湾 課	5,106,226	-	5,106,226
営 繕 課	241,277	-	241,277
都 市 計 画 課	142,591	-	142,591
都 市 整 備 課	2,707,407	-	2,707,407
下 水 道 課	2,623,666	-	2,623,666
建 築 指 導 課	447,067	-	447,067
住 宅 課	4,627,796	-	4,627,796
計	104,968,395	4,902,400	109,870,795

（特別会計）

港 湾 事 業	10,965,139	-	10,965,139
計	10,965,139	-	10,965,139

（企業会計）

鹿島臨海都市計画 下水道事業	6,262,508	-	6,262,508
流域下水道事業	25,072,842	-	25,072,842
計	31,335,350	-	31,335,350

土 木 部 計	147,268,884	4,902,400	152,171,284
---------	-------------	-----------	-------------

○補正予算の概要

令和5年台風第13号により被災した河川や道路の災害復旧及び再度災害防止

（国補公共事業）

・河川や道路における護岸・法面崩壊、土砂崩れ等の災害復旧

関根川、日立山方線など42箇所

（県単公共事業）

・越水した河川、通行規制が発生した道路等の再度災害防止

河川：土砂浚渫、護岸改修、樹木伐採、流木撤去等（関根川など64箇所）

道路：法面対策、側溝清掃、注意喚起施設の設置等（日立山方線など27箇所）

令和5年度予算 公共事業費一覧（12月補正）

土木部

（一般会計）

（単位：千円）

区 分		現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B	
道 路 事 業	道路建設課	補助	24,749,340	-	24,749,340
		県単	4,819,710	-	4,819,710
		計	29,569,050	-	29,569,050
	道路維持課	補助	11,460,000	-	11,460,000
		直轄負担金	7,767,165	-	7,767,165
		県単	12,134,151	1,500,000	13,634,151
		計	31,361,316	1,500,000	32,861,316
	計	補助	36,209,340	-	36,209,340
		直轄負担金	7,767,165	-	7,767,165
		県単	16,953,861	1,500,000	18,453,861
		計	60,930,366	1,500,000	62,430,366
	河川事業		補助	7,380,253	1,350,000
河川課		直轄負担金	6,628,885	-	6,628,885
		県単	7,656,530	2,052,400	9,708,930
		計	21,665,668	3,402,400	25,068,068
港湾事業		補助	1,888,126	-	1,888,126
港湾課		直轄負担金	940,500	-	940,500
		県単	374,051	-	374,051
		計	3,202,677	-	3,202,677
都 市 計 画 事 業	都市計画課	補助	5,675	-	5,675
		計	5,675	-	5,675
	都市整備課	補助	994,180	-	994,180
		直轄負担金	188,987	-	188,987
		県単	1,281,374	-	1,281,374
		計	2,464,541	-	2,464,541
	計	補助	999,855	-	999,855
		直轄負担金	188,987	-	188,987
		県単	1,281,374	-	1,281,374
		計	2,470,216	-	2,470,216
下水道事業		補助	925,887	-	925,887
下水道課		県単	23,700	-	23,700
		計	949,587	-	949,587
住宅事業		補助	2,041,221	-	2,041,221
住宅課		計	2,041,221	-	2,041,221
計		補助	49,444,682	1,350,000	50,794,682
		直轄負担金	15,525,537	-	15,525,537
		県単	26,289,516	3,552,400	29,841,916
		計	91,259,735	4,902,400	96,162,135

令和5年度予算 公共事業費一覧（12月補正）

（企業会計）

（単位：千円）

区 分		現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B
流域下水道事業 下水道課	補助	4,200,500	-	4,200,500
	県単	30,931	-	30,931
	計	4,231,431	-	4,231,431
計	補助	4,200,500	-	4,200,500
	県単	30,931	-	30,931
	計	4,231,431	-	4,231,431

土木部計	補助	53,645,182	1,350,000	54,995,182
	直轄負担金	15,525,537	-	15,525,537
	県単	26,320,447	3,552,400	29,872,847
	計	95,491,166	4,902,400	100,393,566

令和5年度 繰越予算一覧 (12月補正)

土木部

第118号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算(第5号)

(R5 → R6 繰越明許費)

(単位:千円)

会計区分	課名	現計議決額 A	R5・4定 提出額 B	合 計 C = A + B
一 般 会 計	道路建設課	13,669,217	-	13,669,217
	道路維持課	12,332,235	899,200	13,231,435
	河川課	4,458,946	2,022,800	6,481,746
	港湾課	658,759	-	658,759
	都市整備課	393,000	-	393,000
	下水道課	409,256	-	409,256
	住宅課	21,924	-	21,924
	計	31,943,337	2,922,000	34,865,337
特別 会計	港湾事業	2,175,200	-	2,175,200
	計	2,175,200	-	2,175,200
計		34,118,537	2,922,000	37,040,537

令和5年度 債務負担行為補正一覧 (12月補正)

土木部

第118号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算(第5号)

【指定管理に関するもの】

事項	事業内容	期間	限度額	担当課
赤塚公園の管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園土木株式会社と締結する。	令和6年度	33,000千円	都市整備課
県西総合公園の管理運営に係る協定	県西総合公園の管理運営に係る協定を筑西広域市町村圏事務組合と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	170,020千円	都市整備課
笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を笠間市と締結する。	令和6年度	63,676千円	都市整備課
大洗公園の管理運営に係る協定	大洗公園の管理運営に係る協定を茨城県造園業協同組合と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	144,100千円	都市整備課
合 計			410,796千円	

第119号議案 令和5年度茨城県港湾事業特別会計補正予算(第2号)

【指定管理に関するもの】

事項	事業内容	期間	限度額	担当課
茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定を大洗町と締結する。	令和6年度	16,128千円	港湾課

令和5年度 地方債補正一覧 (12月補正)

土木部

第118号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算(第5号)

第4表 地方債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	補正後の額			
	千円	千円	千円			
河川事業	13,622,000	1,410,000	15,032,000	債券発行又は普通貸借(他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)
海岸整備事業	223,700	-	223,700			
砂防事業	51,900	-	51,900			
急傾斜地崩壊対策事業	165,200	-	165,200			
港湾整備事業	1,600,600	-	1,600,600			
道路橋梁整備事業	24,391,600	1,200,000	25,591,600			
街路事業	81,000	-	81,000			
公営住宅建設事業	986,100	-	986,100			
過年補助災害復旧事業	14,400	-	14,400			
現年補助災害復旧事業	164,600	506,800	671,400			
過年直轄災害復旧事業	81,000	-	81,000			
現年直轄災害復旧事業	21,800	-	21,800			
単独災害復旧事業	1,010,200	-	1,010,200			
公園事業	638,800	-	638,800			
防災対策事業	476,500	162,400	638,900			
合併特例事業	1,409,500	-	1,409,500			
地方道路等整備事業	741,800	-	741,800			
緊急防災・減災事業	371,600	30,000	401,600			
計	46,052,300	3,309,200	49,361,500			

第 125 号議案 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路維持課

1 改正の理由・根拠

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正

2 改正の目的

- 道路法の一部改正に基づき、占用料の多寡等により占有者を決定するため、占有入札に係る占用料の額の最低額を新たに規定する。
- 県条例に定める占用料の額は、道路法施行令に準じて定めていることから、同施行令の一部改正にあわせて県条例の一部改正を行い、国と同様の料金体系に改める。

3 背景・必要性

- 道路法の一部改正により、高架道路下等の占有希望者の競合が見込まれる箇所においては、占用料の多寡等により占有者を決定する入札方式で選定できることとなったが、占有者の選定に当たり、手続の公平性及び透明性を確保するため、占有入札に係る占用料の額の最低額を県条例で定める必要がある。
- 国において固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料水準の動向等を踏まえた占用料の額の見直し及び所要の改正が行われた。

4 内容

- 道路法第 39 条の 2 第 5 項の規定に基づき、県条例に占用料の額の最低額（県条例第 2 条別表占用料の額に応じた額）を新たに規定する。
- 県条例第 2 条別表を道路法施行令（第 19 条別表）の占用料の改定額と同額に改定する。

5 効果・影響

- 高架道路下等の未利用地を有効活用することにより、占用料の収入増、草刈り等の維持管理費低減が期待される。
- 今回の改正により、地価を適切に反映した占用料の額の設定が図られる。

6 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

茨城県道路占用料徴収条例の一部改正の概要

1 道路空間の有効活用に向けた占用料の最低額の規定

- 道路法の一部改正に伴い、道路空間の占用希望者を入札方式で選定することが可能となった。
- 占用者選定に当たり、入札に係る占用料の最低額を条例で定める必要があるため、これを追記する一部改正を行う。
- これにより、手続きの公平性・透明性を確保した占用者選定が実施され、占用料の収入増、草刈り等の維持管理費低減が期待される。

※他県の運用状況 6都府県/47都道府県
(東京都、大阪府、神奈川県、兵庫県、山口県、福岡県)



【占用事例】

東日本高速道路(株)：常磐自動車道高架下（北茨城市磯原町地内）

2 道路法施行令の改正に伴う道路占用料の額の改定

- 令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路法施行令が改正され、指定区間内の国道について占用料の額が改定された。
(公布日：令和4年12月14日、施行日：令和5年4月1日)
- 国管理道路(国道6号等)との公平性を確保するため、本県の道路占用料の額を道路法施行令に準じた額に改定する。

【改定内容】

- 電柱類や地下埋設物類等の全286種類の道路占用物件について、占用料の額の見直しを行い、改定する。

茨城県道路占用料徴収条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、<u>県</u>が徴収する占用料の額及び徴収方法に関し必要な事項並びに法第39条の2第5項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める額を定めるものとする。</p> <p>第2条及び第3条 (略)</p> <p>(占用料の算定の特例)</p> <p>第4条 占用料を算定する場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 占用料が年額で定められているものについて、占用期間(第6条第2項の規定により占用料を分割納付する場合の各年度の占用期間を含む。以下同じ。)に1年未満の端数日数がある場合には、月割として計算する。この場合において、1月未満の日数は1月とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(<u>占用料の額の最低額</u>)</p> <p>第5条 法第39条の2第5項に規定する条例で定める額は、別表占用料の欄に定める金額に、同条第1項に規定する入札対象施設等</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、<u>県</u>が徴収する占用料の額及び徴収方法に関し必要な事項_____を定めるものとする。</p> <p>第2条及び第3条 (略)</p> <p>(占用料の算定の特例)</p> <p>第4条 占用料を算定する場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 占用料が年額で定められているものについて、占用期間(第5条第2項の規定により占用料を分割納付する場合の各年度の占用期間を含む。以下同じ。)に1年未満の端数日数がある場合には、月割として計算する。この場合において、1月未満の日数は1月とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(<u>新設額</u>)</p>

の種類その他の事項を勘案して知事が定める期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。

2 第3条第2項の知事が特に必要があると認める占用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限の額を定めることができる。

(占用料の徴収方法)

第6条 (略)

(占用の開始の時期)

第7条 (略)

(占用料の返還)

第8条 (略)

(実施規定)

第9条 (略)

別表(第2条、第5条関係)

占用物件		占用料		
		単位	所在地	
			区分	金額 (単位円)
法第	第一種電柱	1本につき1	第一級地	1,900

(占用料の徴収方法)

第5条 (略)

(占用の開始の時期)

第6条 (略)

(占用料の返還)

第7条 (略)

(実施規定)

第8条 (略)

別表(第2条_____関係)

占用物件		占用料		
		単位	所在地	
			区分	金額 (単位円)
法第	第一種電柱	1本につき1	第一級地	1,700

32条第1項第1号に掲げる工作物	第二種電柱	年	第二級地	800
			第三級地	570
			第四級地	480
			第五級地	430
			第一級地	2,900
			第二級地	1,200
			第三級地	870
			第四級地	730
			第五級地	670
			第三種電柱	第一級地
	第二級地			1,700
	第三級地			1,200
	第四級地			990
	第五級地			900

32条第1項第1号に掲げる工作物	第二種電柱	年	第二級地	730
			第三級地	510
			第四級地	420
			第五級地	380
			第一級地	2,600
			第二級地	1,100
			第三級地	790
			第四級地	650
			第五級地	580
			第三種電柱	第一級地
	第二級地			1,500
	第三級地			1,100
	第四級地			880
	第五級地			780

	第一種電話柱		級地	
			第一級地	1,700
			第二級地	710
			第三級地	510
			第四級地	430
	第五級地		390	
	第二種電話柱		第一級地	2,700
			第二級地	1,100
			第三級地	810
			第四級地	680
			第五級地	620
	第三種電話柱		第一級地	3,700
			第二級地	1,600
			第三級地	1,100

	第一種電話柱		級地	
			第一級地	1,500
			第二級地	650
			第三級地	460
			第四級地	380
	第五級地		340	
	第二種電話柱		第一級地	2,400
			第二級地	1,000
			第三級地	730
			第四級地	610
			第五級地	540
	第三種電話柱		第一級地	3,400
			第二級地	1,400
			第三級地	1,000

	その他の柱類		第 四 級 地	940
			第 五 級 地	850
			第 一 級 地	170
			第 二 級 地	71
			第 三 級 地	51
			第 四 級 地	43
			第 五 級 地	39
			共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年
		第 二 級 地	7	
		第 三 級 地	5	
		第 四 級 地	4	
		第 五 級 地	4	
		第 一 級 地	10	
地下に設ける電線その他の線類		第 二 級 地	4	

	その他の柱類		第 四 級 地	830
			第 五 級 地	740
			第 一 級 地	150
			第 二 級 地	65
			第 三 級 地	46
			第 四 級 地	38
			第 五 級 地	34
			共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年
		第 二 級 地	7	
		第 三 級 地	5	
		第 四 級 地	4	
		第 五 級 地	3	
	地下に設ける電線その他の線類		第 一 級 地	
	第 二 級 地	4		

			級地	
			第 三 級 地	3
			第 四 級 地	3
			第 五 級 地	2
			路上に設ける変圧器	1個につき1年
		第 二 級 地	700	
		第 三 級 地	490	
		第 四 級 地	420	
		第 五 級 地	380	
	地下に設ける変圧器	占有面積1メートルにつき1年	第 一 級 地	1,000
			第 二 級 地	430
			第 三 級 地	300
			第 四 級 地	260
	第 五 級 地		230	

			級地	
			第 三 級 地	3
			第 四 級 地	2
			第 五 級 地	2
			路上に設ける変圧器	1個につき1年
		第 二 級 地	640	
		第 三 級 地	450	
		第 四 級 地	370	
		第 五 級 地	330	
	地下に設ける変圧器	占有面積1メートルにつき1年	第 一 級 地	920
			第 二 級 地	390
			第 三 級 地	270
			第 四 級 地	230
	第 五 級 地		200	

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地	3,400
		第二級地	1,400
		第三級地	1,000
		第四級地	850
		第五級地	780
	郵便差出箱及び信書便差出箱	第一級地	1,400
		第二級地	600
		第三級地	420
		第四級地	360
		第五級地	330
広告塔	表示面積1方メートルにつき1年	第一級地	30,000
		第二級地	4,800
		第三級地	1,800
		第四級地	870

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地	3,100
		第二級地	1,300
		第三級地	910
		第四級地	760
		第五級地	680
	郵便差出箱及び信書便差出箱	第一級地	1,300
		第二級地	550
		第三級地	380
		第四級地	320
		第五級地	280
広告塔	表示面積1方メートルにつき1年	第一級地	25,000
		第二級地	4,300
		第三級地	1,900
		第四級地	960

法第32条第1項第2に掲げる物件	その他のもの	占用面積1方メートルにつき1年	第一級地	3,400
			第二級地	1,400
			第三級地	1,000
			第四級地	850
			第五級地	780
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	第一級地	71
			第二級地	30
			第三級地	21
			第四級地	18
			第五級地	16
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		第一級地	100	
		第二級地	43	

法第32条第1項第2に掲げる物件	その他のもの	占用面積1方メートルにつき1年	第一級地	3,100
			第二級地	1,300
			第三級地	910
			第四級地	760
			第五級地	680
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	第一級地	64
			第二級地	27
			第三級地	19
			第四級地	16
			第五級地	14
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		第一級地	92	
		第二級地	39	

		第 三 級 地	<u>30</u>
		第 四 級 地	<u>26</u>
		第 五 級 地	<u>23</u>
		第 一 級 地	<u>150</u>
		第 二 級 地	<u>64</u>
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	第 三 級 地	<u>45</u>
		第 四 級 地	<u>38</u>
		第 五 級 地	<u>35</u>
		第 一 級 地	<u>200</u>
		第 二 級 地	<u>86</u>
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	第 三 級 地	<u>61</u>
		第 四 級 地	<u>51</u>
		第 五 級 地	<u>47</u>
		第 一 級 地	<u>300</u>
		第 二 級 地	<u>300</u>
外径が 0.2 メートル以上			

		第 三 級 地	<u>27</u>
		第 四 級 地	<u>23</u>
		第 五 級 地	<u>20</u>
		第 一 級 地	<u>140</u>
		第 二 級 地	<u>59</u>
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	第 三 級 地	<u>41</u>
		第 四 級 地	<u>34</u>
		第 五 級 地	<u>30</u>
		第 一 級 地	<u>180</u>
		第 二 級 地	<u>78</u>
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	第 三 級 地	<u>55</u>
		第 四 級 地	<u>45</u>
		第 五 級 地	<u>41</u>
		第 一 級 地	<u>280</u>
		第 二 級 地	<u>280</u>
外径が 0.2 メートル以上			

	0.3 メートル未満のもの	級 地	
		第 二 級 地	<u>130</u>
		第 三 級 地	<u>91</u>
		第 四 級 地	<u>77</u>
		第 五 級 地	<u>70</u>
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	第 一 級 地	<u>400</u>
		第 二 級 地	<u>170</u>
		第 三 級 地	<u>120</u>
		第 四 級 地	<u>100</u>
		第 五 級 地	<u>93</u>
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	第 一 級 地	<u>710</u>
		第 二 級 地	<u>300</u>
		第 三 級 地	<u>210</u>
		第 四 級 地	<u>180</u>

	0.3 メートル未満のもの	級 地	
		第 二 級 地	<u>120</u>
		第 三 級 地	<u>82</u>
		第 四 級 地	<u>68</u>
		第 五 級 地	<u>61</u>
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	第 一 級 地	<u>370</u>
		第 二 級 地	<u>160</u>
		第 三 級 地	<u>110</u>
		第 四 級 地	<u>91</u>
		第 五 級 地	<u>81</u>
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	第 一 級 地	<u>640</u>
		第 二 級 地	<u>270</u>
		第 三 級 地	<u>190</u>
		第 四 級 地	<u>160</u>

法第32条第1項第3	自運補助施設	動行助	法第225条第2項第5号規す自	地下設るの地にも	長さ1メートルにつき1年	第五級地	160
						第一級地	1,000
						第二級地	430
						第三級地	300
						第四級地	260
						第五級地	230
						第一級地	2,000
						第二級地	860
						第三級地	610
						第四級地	510
						第五級地	470
						第一級地	10
第二級地	4						
第三級地	3						

法第32条第1項第3	自運補助施設	動行助	法第225条第2項第5号規す自	地下設るの地にも	長さ1メートルにつき1年	第五級地	140
						第一級地	920
						第二級地	390
						第三級地	270
						第四級地	230
						第五級地	200
						第一級地	1,800
						第二級地	780
						第三級地	550
						第四級地	450
						第五級地	410
						第一級地	9
第二級地	4						
第三級地	3						

号に掲げる施設	運装に於ける知対として置る線の類	行置よ検の象し設す導その他線	ののその他	ののその他	長さ1メートルにつき1年	第一級地	34
						第二級地	14
						第三級地	10
						第四級地	9
						第五級地	8
						第一級地	2,700
						第二級地	1,100
						第三級地	810
						第四級地	680
						第五級地	620
						第一級地	1,700

号に掲げる施設	運装に於ける知対として置る線の類	行置よ検の象し設す導その他線	ののその他	ののその他	長さ1メートルにつき1年	第一級地	31
						第二級地	13
						第三級地	9
						第四級地	8
						第五級地	7
						第一級地	2,400
						第二級地	1,000
						第三級地	730
						第四級地	610
						第五級地	540
						第一級地	1,500

	もの	けるもの	方 メートル につき1年	第 二 級地	710
				第 三 級地	510
				第 四 級地	430
				第 五 級地	390
				第 一 級地	1,000
		地下 にけるもの	第 二 級地	430	
			第 三 級地	300	
			第 四 級地	260	
			第 五 級地	230	
			第 一 級地	3,400	
	その他のもの	第 二 級地	1,400		
		第 三 級地	1,000		
		第 四 級地	850		
		第 五 級地	780		
		第 一 級地	780		

	もの	けるもの	方 メートル につき1年	第 二 級地	650
				第 三 級地	460
				第 四 級地	380
				第 五 級地	340
				第 一 級地	920
		地下 にけるもの	第 二 級地	390	
			第 三 級地	270	
			第 四 級地	230	
			第 五 級地	200	
			第 一 級地	3,100	
	その他のもの	第 二 級地	1,300		
		第 三 級地	910		
		第 四 級地	760		
		第 五 級地	680		
		第 一 級地	680		

	法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階 数 が1の もの	占 用 面積1 方 メートル につき1年	第 一 級地	3,400	
					第 二 級地	1,400	
					第 三 級地	1,000	
					第 四 級地	850	
					第 五 級地	780	
					階 数 が2の もの	A に 0.004 を乗 じて得た額	
						A に 0.006 を乗 じて得た額	
						A に 0.007 を乗 じて得た額	
					階 数 が3以 上の もの	第 一 級地	15,000
						第 二 級地	2,400
	第 三 級地	900					
	第 四 級地	430					
	法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路				第 一 級地	15,000
						第 二 級地	2,400
						第 三 級地	900
第 四 級地						430	
第 一 級地						430	

	法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階 数 が1の もの	占 用 面積1 方 メートル につき1年	第 一 級地	3,100	
					第 二 級地	1,300	
					第 三 級地	910	
					第 四 級地	760	
					第 五 級地	680	
					階 数 が2の もの	A に 0.005 を乗 じて得た額	
						A に 0.008 を乗 じて得た額	
						A に 0.01 を乗じ て得た額	
					階 数 が3以 上の もの	第 一 級地	13,000
						第 二 級地	2,100
	第 三 級地	930					
	第 四 級地	480					
	法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路				第 一 級地	13,000
						第 二 級地	2,100
						第 三 級地	930
第 四 級地						480	
第 一 級地						480	

	地下に設ける通路		級地	
			第五級地	290
			第一級地	9,000
			第二級地	1,500
			第三級地	540
			第四級地	260
			第五級地	180
			第一級地	3,400
			第二級地	1,400
			第三級地	1,000
	その他のもの		第一級地	850
			第五級地	780
法第32条第1	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	占用1方メートル 面積1メートル	第一級地	300
			第二級地	48

	地下に設ける通路		級地	
			第五級地	330
			第一級地	7,600
			第二級地	1,300
			第三級地	560
			第四級地	290
			第五級地	200
			第一級地	3,100
			第二級地	1,300
			第三級地	910
	その他のもの		第四級地	760
			第五級地	680
法第32条第1	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	占用1方メートル 面積1メートル	第一級地	250
			第二級地	43

項第6号に掲げる施設	その他のもの		つき1日	第三級地	18			
			第四級地	9				
			第五級地	6				
			占用1方メートルつき1月	第一級地	3,000			
				第二級地	480			
				第三級地	180			
				第四級地	87			
				第五級地	59			
			道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下)	看板(アーチで除く。)	一時的に設けるもの	表示1方メートルつき1月	第一級地	3,000
							第二級地	480
	第三級地	180						
	その表示				第四級地	87		
第五級地					59			
				第一級地	30,00			

項第6号に掲げる施設	その他のもの		つき1日	第三級地	19			
			第四級地	10				
			第五級地	7				
			占用1方メートルつき1月	第一級地	2,500			
				第二級地	430			
				第三級地	190			
				第四級地	96			
				第五級地	67			
			道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下)	看板(アーチで除く。)	一時的に設けるもの	表示1方メートルつき1月	第一級地	2,500
							第二級地	430
	第三級地	190						
	その表示				第四級地	96		
第五級地					67			
				第一級地	25,00			

下「令」という)7 第1条第7号に掲げる物件		他のもの	面積1 方メートルにつき1	級地	0
				第2級地	4,800
				第3級地	1,800
				第4級地	870
				第5級地	590
	標識	1本につき1年		第1級地	2,700
				第2級地	1,100
				第3級地	810
				第4級地	680
				第5級地	620
	旗ざお	1本につき1日	祭礼、日ののし際一時的設るの 祭縁その他催にし、時にけもの	第1級地	300
				第2級地	48
				第3級地	18
				第4級地	9

下「令」という)7 第1条第7号に掲げる物件		他のもの	面積1 方メートルにつき1	級地	0
				第2級地	4,300
				第3級地	1,900
				第4級地	960
				第5級地	670
	標識	1本につき1年		第1級地	2,400
				第2級地	1,000
				第3級地	730
				第4級地	610
				第5級地	540
	旗ざお	1本につき1日	祭礼、日ののし際一時的設るの 祭縁その他催にし、時にけもの	第1級地	250
				第2級地	43
				第3級地	19
				第4級地	10

		他のもの	1本につき1月	第5級地	6
				第1級地	3,000
				第2級地	480
				第3級地	180
				第4級地	87
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	その面積1方メートルにつき1	祭礼、日ののし際一時的設るの 祭縁その他催にし、時にけもの	第1級地	300
				第2級地	48
				第3級地	18
				第4級地	9
				第5級地	6
	他のもの	その面積1方メートルにつき1		第1級地	3,000
				第2級地	480
				第3級地	180

		他のもの	1本につき1月	第5級地	7
				第1級地	2,500
				第2級地	430
				第3級地	190
				第4級地	96
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	その面積1方メートルにつき1	祭礼、日ののし際一時的設るの 祭縁その他催にし、時にけもの	第1級地	250
				第2級地	43
				第3級地	19
				第4級地	10
				第5級地	7
	他のもの	その面積1方メートルにつき1		第1級地	2,500
				第2級地	430
				第3級地	190

				級地	
				第 四 級 地	87
				第 五 級 地	59
アーチ	車を断るの 道横すも	1基につき1 月		第 一 級 地	30,000
				第 二 級 地	4,800
				第 三 級 地	1,800
				第 四 級 地	870
				第 五 級 地	590
	その他			第 一 級 地	15,000
				第 二 級 地	2,400
				第 三 級 地	900
				第 四 級 地	430
				第 五 級 地	290
令第7条第2号に掲げる工作物			占 用 面 積 1	第 一 級 地	3,400

				級地	
				第 四 級 地	96
				第 五 級 地	67
アーチ	車を断るの 道横すも	1基につき1 月		第 一 級 地	25,000
				第 二 級 地	4,300
				第 三 級 地	1,900
				第 四 級 地	960
				第 五 級 地	670
	その他			第 一 級 地	13,000
				第 二 級 地	2,100
				第 三 級 地	930
				第 四 級 地	480
				第 五 級 地	330
令第7条第2号に掲げる工作物			占 用 面 積 1	第 一 級 地	3,100

		平 方 一 方 メートにき1年	第 二 級 地	1,400
			第 三 級 地	1,000
			第 四 級 地	850
			第 五 級 地	780
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占 用 面 積 1 平 方 一 方 メートにき1年		第 一 級 地	3,000
			第 二 級 地	480
			第 三 級 地	180
			第 四 級 地	87
			第 五 級 地	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			第 一 級 地	340
			第 二 級 地	140
			第 三 級 地	100
			第 四 級 地	85

		平 方 一 方 メートにき1年	第 二 級 地	1,300
			第 三 級 地	910
			第 四 級 地	760
			第 五 級 地	680
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占 用 面 積 1 平 方 一 方 メートにき1年		第 一 級 地	2,500
			第 二 級 地	430
			第 三 級 地	190
			第 四 級 地	96
			第 五 級 地	67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			第 一 級 地	310
			第 二 級 地	130
			第 三 級 地	91
			第 四 級 地	76

			級地	
			第五級地	78
令第78号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	第一級地	Aに0.008を乗じて得た額
			第二級地	Aに0.009を乗じて得た額
			第三級地	Aに0.012を乗じて得た額
			第四級地	Aに0.014を乗じて得た額
			第五級地	Aに0.017を乗じて得た額

			級地	
			第五級地	68
令第78号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	第一級地	Aに0.011を乗じて得た額
			第二級地	Aに0.014を乗じて得た額
			第三級地	Aに0.016を乗じて得た額
			第四級地	Aに0.019を乗じて得た額
			第五級地	Aに0.023を乗じて得た額

	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
令第79号に掲げる施設	建築物		第一級地 Aに0.01を乗じて得た額
			第二級地 Aに0.012を乗じて得た額
			第三級地 Aに0.015を乗じて得た額

	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	
令第79号に掲げる施設	建築物		第一級地 Aに0.011を乗じて得た額
			第二級地 Aに0.014を乗じて得た額
			第三級地 Aに0.016を乗じて得た額

	その他のもの	第 四 級地	A に 0.019 を乗 じ得 た額
		第 五 級地	A に 0.022 を乗 じ得 た額
		第 一 級地	A に 0.007 を乗 じ得 た額
		第 二 級地	A に 0.009 を乗 じ得 た額
		第 三 級地	A に 0.011 を乗 じ得 た額

	その他のもの	第 四 級地	A に 0.019 を乗 じ得 た額
		第 五 級地	A に 0.023 を乗 じ得 た額
		第 一 級地	A に 0.008 を乗 じ得 た額
		第 二 級地	A に 0.01 を乗 じ得 た額
		第 三 級地	A に 0.012 を乗 じ得 た額

令 第 7 条 第 10 号 に 掲 げ る 施 設 及 び 自 動 車 駐 車 場	建築物	第 四 級地	A に 0.014 を乗 じ得 た額
	その他のもの	第 五 級地	A に 0.015 を乗 じ得 た額
		A に 0.022 を乗 じて得た額	
		第 一 級地	A に 0.007 を乗 じ得 た額
		第 二 級地	A に 0.009 を乗 じ得 た額
		第 三 級地	A に 0.011 を乗 じ得 た額
	第 四 級地	A に 0.014	

令 第 7 条 第 10 号 に 掲 げ る 施 設 及 び 自 動 車 駐 車 場	建築物	第 四 級地	A に 0.013 を乗 じ得 た額
	その他のもの	第 五 級地	A に 0.016 を乗 じ得 た額
		A に 0.023 を乗 じて得た額	
		第 一 級地	A に 0.008 を乗 じ得 た額
		第 二 級地	A に 0.01 を乗 じ得 た額
		第 三 級地	A に 0.012 を乗 じ得 た額
	第 四 級地	A に 0.013	

				乗 て た を じ 得 額
		第 五 級地	A 0.015 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
令 第 7 条 第 11 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の	第 一 級地	A 0.01 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
		第 二 級地	A 0.012 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
		第 三 級地	A 0.015 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
		第 四 級地	A 0.019 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額

				乗 て た を じ 得 額
		第 五 級地	A 0.016 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
令 第 7 条 第 11 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の	第 一 級地	A 0.011 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
		第 二 級地	A 0.014 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
		第 三 級地	A 0.016 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
		第 四 級地	A 0.019 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額

		第 五 級地	A 0.022 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
	上空に設けるもの	A に 0.022 を乗 じて得た額		
	その他のもの	A に 0.031 を乗 じて得た額		
	令第7条第12号に掲げる器具	A に 0.025 を乗 じて得た額		
令 第 7 条 第 13 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上又は自動車 専用道路(高架のものに限 る。)の路面下に設けるも の	第 一 級地	A 0.01 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
		第 二 級地	A 0.012 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
		第 三 級地	A 0.015 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
		第 四 級地	A 0.019 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額

		第 五 級地	A 0.023 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
	上空に設けるもの	A に 0.023 を乗 じて得た額		
	その他のもの	A に 0.033 を乗 じて得た額		
	令第7条第12号に掲げる器具	A に 0.033 を乗 じて得た額		
令 第 7 条 第 13 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上又は自動車 専用道路(高架のものに限 る。)の路面下に設けるも の	第 一 級地	A 0.011 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
		第 二 級地	A 0.014 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
		第 三 級地	A 0.016 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額
		第 四 級地	A 0.019 を じ 得 額	に 乗 て た を じ 得 額

			て 得 額
		第 五 級地	A に 0.022 を乗 じて 得た 額
	上空に設けるもの		A に 0.022 を乗 じて得た額
	その他のもの		A に 0.031 を乗 じて得た額
	令第 7 条第 14 号に掲げる施設		A に 0.031 を乗 じて得た額

			て 得 額
		第 五 級地	A に 0.023 を乗 じて 得た 額
	上空に設けるもの		A に 0.023 を乗 じて得た額
	その他のもの		A に 0.033 を乗 じて得た額
	令第 7 条第 14 号に掲げる施設		A に 0.033 を乗 じて得た額

第126号議案 茨城県都市公園条例の一部を改正する条例

都市整備課

1 改正の理由・根拠

県営都市公園洞峰公園をつくば市へ移管するため、条例から洞峰公園に関する規定を削除するもの。

2 改正の目的

同上

3 背景・必要性

洞峰公園は筑波研究学園都市の開発に伴い、県が整備・管理し、つくば市民を中心に多くの方に利用されている総合公園であり、県では、管理運営経費の縮減と利便性向上を図るため、令和4年度からPark-PFI事業を導入した。

事業の実施に向けて市と協議を重ねていく中で、市から「良好な環境を引き継ぐことが地域にとっても市全体にとっても望ましい」との理由から、移管を希望する旨の申出があった。

これを受けて、県としても、市の意向を尊重することとし、洞峰公園の移管に向けて所要の改正を行うもの。

4 内容

公園区域の廃止に伴う条文等の記述を削除する。

(1) 指定管理者による管理に係る洞峰公園の記述

(第15条2)

(2) 有料公園施設及び利用料金に係る洞峰公園の記述

(別表第1、第2及び第3)欄の削除

5 効果・影響

総合公園の性格に鑑み、その効果を一番に享受しているつくば市自らが、現在の公園環境と同様に管理していくと判断したことは、利用者目線、受益者負担の観点からも適正である。

また、市は、現在の公園環境を引き継ぐとしているほか、利用者サービスの低下とならないよう十分配慮していく方針であり、移管後も、県民・市民に対し、これまでと同様の利用者サービスが維持・継続される。

6 施行日

規則で定める日

洞峰公園の移管について

1. これまでの経緯

- 令和3年8～9月 指定管理者・パーク PFI 事業者を一括して公募
- 令和4年 4月 事業者による P-PFI 事業開始
- 4～5月 周辺住民が不安や懸念を表す要望書を県に提出
- 7～8月 県主催説明会（7月に計4回、延べ370人出席）及び記述式アンケートの実施（1,113件の回答）
- 9月 追加で選択式アンケートを実施（1,000件の回答）
- 10月 説明会やアンケート結果を踏まえて、事業計画を一部見直し
- 11月 つくば市から、利用料金の値上げ及び協議会設置の要望書提出
- 12月 市に対して、値上げ及び協議会設置とも採用しない旨回答
併せて市が自ら公園を管理する意向があれば、市へ無償譲渡することを提案
- 令和5年 1月 近隣のマンション管理組合から「移管は問題解決に向けた素晴らしい提案であり、移管に向けた交渉を市と進めてほしい」旨の要望書提出
- 2月 つくば市議会全員協議会において、市長が「譲渡を受ける方向で県と協議していく」旨を表明
つくば市から、「洞峰公園は地域住民や公園利用者に愛されている公園であり、その良好な環境を引き継ぐことが市にとっても望ましい。無償譲渡に向け正式に協議を開始していただきたい。」旨の回答
- 3月 県議会一般質問（星田議員、玉造議員、うの議員に対し、知事・土木部長が答弁）
県議会土木企業立地推進委員会において、土木部長より「市への移管手続きを進める」旨の説明
- 6月 つくば市議会全員協議会において、移管を受けた場合の維持管理費・修繕費や7月中に市民説明会を実施することを市執行部が説明し、概ね了承
- 7月 つくば市主催の「洞峰公園の無償譲渡に関する説明会」が行われ、出席した市民から「生態系豊かな洞峰公園を次世代に引き継いでいくためには、市、自ら管理していくことが望ましい」など移管に賛同を示す意見が多数
- 8～9月 県有施設・県出資団体等調査特別委員会において、移管の方向性について「妥当である」と了承

2. 今後の予定

- ① 12月開催の県議会及び市議会に都市公園条例改正に関する議案を上程
- ② 県・市双方の議会での審議、議決をいただいた後、速やかに公園の譲与契約を締結
- ③ 契約締結後、県による都市公園の廃止、市による都市公園の供用の公告を行う

参考



洞峰公園 平面図

改正案	現行																																				
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条の2 港公園、赤塚公園_____、堀原運動公園、笠松運動公園、砂沼広域公園、県西総合公園、笠間芸術の森公園、大子広域公園、鹿島灘海浜公園、大洗公園及び北浦川緑地(以下「指定管理都市公園」という。)の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 有料公園施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園名</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借楽園</td> <td>好文亭</td> </tr> <tr> <td>弘道館公園</td> <td>弘道館</td> </tr> <tr> <td>堀原運動公園</td> <td>競技場、野球場、武道館、会議室</td> </tr> <tr> <td>笠松運動公園</td> <td>陸上競技場、補助陸上競技場、テニスコート、体育館、児童スポーツ広場、球技場、野球場、登はん競技場、投てき場、屋内水泳プール兼アイススケート場、アーチェリー場、会議室</td> </tr> <tr> <td>砂沼広域公園</td> <td>テニスコート、多目的広場</td> </tr> <tr> <td>大洗公園</td> <td>駐車場</td> </tr> <tr> <td>港公園</td> <td>展望塔</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料公園施設名	借楽園	好文亭	弘道館公園	弘道館	堀原運動公園	競技場、野球場、武道館、会議室	笠松運動公園	陸上競技場、補助陸上競技場、テニスコート、体育館、児童スポーツ広場、球技場、野球場、登はん競技場、投てき場、屋内水泳プール兼アイススケート場、アーチェリー場、会議室	砂沼広域公園	テニスコート、多目的広場	大洗公園	駐車場	港公園	展望塔	(削除)	—	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条の2 港公園、赤塚公園、<u>洞峰公園</u>、堀原運動公園、笠松運動公園、砂沼広域公園、県西総合公園、笠間芸術の森公園、大子広域公園、鹿島灘海浜公園、大洗公園及び北浦川緑地(以下「指定管理都市公園」という。)の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 有料公園施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園名</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借楽園</td> <td>好文亭</td> </tr> <tr> <td>弘道館公園</td> <td>弘道館</td> </tr> <tr> <td>堀原運動公園</td> <td>競技場、野球場、武道館、会議室</td> </tr> <tr> <td>笠松運動公園</td> <td>陸上競技場、補助陸上競技場、テニスコート、体育館、児童スポーツ広場、球技場、野球場、登はん競技場、投てき場、屋内水泳プール兼アイススケート場、アーチェリー場、会議室</td> </tr> <tr> <td>砂沼広域公園</td> <td>テニスコート、多目的広場</td> </tr> <tr> <td>大洗公園</td> <td>駐車場</td> </tr> <tr> <td>港公園</td> <td>展望塔</td> </tr> <tr> <td><u>洞峰公園</u></td> <td>陸上競技場、テニスコート、体育館、屋内水泳プール、会議室、駐車場</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料公園施設名	借楽園	好文亭	弘道館公園	弘道館	堀原運動公園	競技場、野球場、武道館、会議室	笠松運動公園	陸上競技場、補助陸上競技場、テニスコート、体育館、児童スポーツ広場、球技場、野球場、登はん競技場、投てき場、屋内水泳プール兼アイススケート場、アーチェリー場、会議室	砂沼広域公園	テニスコート、多目的広場	大洗公園	駐車場	港公園	展望塔	<u>洞峰公園</u>	陸上競技場、テニスコート、体育館、屋内水泳プール、会議室、駐車場
都市公園名	有料公園施設名																																				
借楽園	好文亭																																				
弘道館公園	弘道館																																				
堀原運動公園	競技場、野球場、武道館、会議室																																				
笠松運動公園	陸上競技場、補助陸上競技場、テニスコート、体育館、児童スポーツ広場、球技場、野球場、登はん競技場、投てき場、屋内水泳プール兼アイススケート場、アーチェリー場、会議室																																				
砂沼広域公園	テニスコート、多目的広場																																				
大洗公園	駐車場																																				
港公園	展望塔																																				
(削除)	—																																				
都市公園名	有料公園施設名																																				
借楽園	好文亭																																				
弘道館公園	弘道館																																				
堀原運動公園	競技場、野球場、武道館、会議室																																				
笠松運動公園	陸上競技場、補助陸上競技場、テニスコート、体育館、児童スポーツ広場、球技場、野球場、登はん競技場、投てき場、屋内水泳プール兼アイススケート場、アーチェリー場、会議室																																				
砂沼広域公園	テニスコート、多目的広場																																				
大洗公園	駐車場																																				
港公園	展望塔																																				
<u>洞峰公園</u>	陸上競技場、テニスコート、体育館、屋内水泳プール、会議室、駐車場																																				

県西総合公園	テニスコート、体育室、会議室
大子広域公園	テニスコート

別表第2(第11条関係)

- (1) 略
- (2) 公園施設を管理する場合

都市公園名	公園施設の種類	使用期間	単位	金額(単位 円)
笠松運動公園	飲食店 売店	1年以上の場合	1平方メートル 1月につき	1,050
大洗公園	売店	1年以上の場合	1平方メートル 1月につき	590
港公園	売店	1年以上の場合	1平方メートル 1月につき	740
(削除)	—	—	—	—

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

別表第3(第15条の8、第15条の12関係)

- (1) 略
- (2) 有料公園施設を利用する場合
- ア 普通利用料金
- その1 略

県西総合公園	テニスコート、体育室、会議室
大子広域公園	テニスコート

別表第2(第11条関係)

- (1) 略
- (2) 公園施設を管理する場合

都市公園名	公園施設の種類	使用期間	単位	金額(単位 円)
笠松運動公園	飲食店 売店	1年以上の場合	1平方メートル 1月につき	1,050
大洗公園	売店	1年以上の場合	1平方メートル 1月につき	590
港公園	売店	1年以上の場合	1平方メートル 1月につき	740
<u>洞峰公園</u>	飲食店	<u>1年以上の場合</u>	<u>1平方メートル</u> <u>1月につき</u>	<u>1,050</u>

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

別表第3(第15条の8、第15条の12関係)

- (1) 略
- (2) 有料公園施設を利用する場合
- ア 普通利用料金
- その1 略

- 4 利用時間が許可利用時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 5 笠松運動公園の屋内水泳プール兼アイススケート場 _____ の個人利用料金については、指定管理者が発行する前払式証券により支払うことができる。
- 6 5の前払式証券は、 _____ 6,000円券(販売価格 5,000円)及び 13,000円券(販売価格 10,000円) _____ とする。

(削除)

- 7 「高校生」とは、高等学校及びこれに相当すると認められる学校の生徒をいう。
- 8 「中学生」とは、中学校及びこれに相当すると認められる学校の生徒をいう。
- 9 「小学生」とは、小学校及びこれに相当すると認められる学校の児童をいう。
- 10 「中高生」とは、中学校、高等学校及びこれらに相当すると認められる学校の生徒をいう。
- その3

都市公園名	有料公園施設名	車両の種類	単位	金額 (単位 円)	徴収期間

- 4 利用時間が許可利用時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 5 笠松運動公園の屋内水泳プール兼アイススケート場及び洞峰公園の屋内水泳プールの個人利用料金については、指定管理者が発行する前払式証券により支払うことができる。
- 6 5の前払式証券は、笠松運動公園の屋内水泳プール兼アイススケート場については 6,000円券(販売価格 5,000円)及び 13,000円券(販売価格 10,000円)とし、洞峰公園の屋内水泳プールについては 3,300円券(販売価格 3,000円)、6,000円券(販売価格 5,000円)及び 13,000円券(販売価格 10,000円)とする。

- 7 5の前払式証券のうち洞峰公園の屋内水泳プールに係るものについては、3,000円を得た場合にあつては 3,300円、5,000円を得た場合にあつては 6,000円、10,000円を得た場合にあつては 13,000円の電磁的方法による記録の加算を行うことができる。

- 8 「高校生」とは、高等学校及びこれに相当すると認められる学校の生徒をいう。
- 9 「中学生」とは、中学校及びこれに相当すると認められる学校の生徒をいう。
- 10 「小学生」とは、小学校及びこれに相当すると認められる学校の児童をいう。
- 11 「中高生」とは、中学校、高等学校及びこれらに相当すると認められる学校の生徒をいう。
- その3

都市公園名	有料公園施設名	車両の種類	単位	金額 (単位 円)	徴収期間

(削除)					
大洗	略				

洞峰公園	駐車場	普通車	1回につき	利用時間に応じて次に掲げる額 (ア) 利用時間が1時間までのとき 100 (イ) 利用時間が1時間を超え3時間までのとき 210 (ウ) 利用時間が3時間を超え4時間までのとき 320 (エ) 利用時間が4時間を超え5時間までのとき 420 (オ) 利用時間が5時間を超え6時間までのとき 520 (カ) 利用時間が6時間を超え7時間までのとき 630 (キ) 利用時間が7時間を超え8時間までのとき 730 (ク) 利用時間が8時間を超え9時間までのとき 840 (ケ) 利用時間が9時間を超え10時間までのとき 950 (コ) 利用時間が10時間を超え24時間までのとき 1,050 (サ) 利用時間が24時間を超えるとき (コ)の額にその超える部分について24時間までごとにつき(ア)から(コ)までの額を加えて得た額	通年
大洗	略				

公園					
----	--	--	--	--	--

備考

- 「普通車」とは、乗車定員が10人以下の自動車(最大積載量が4トン以上の貨物自動車及び自動二輪車を除く。)をいう。
- 「大型乗合型自動車」とは、乗車定員が30人以上の自動車をいう。
- 「乗合型自動車」とは、乗車定員が11人以上29人以下の自動車をいう。
- 最大積載量が4トン以上の貨物自動車は、大型乗合型自動車とみなして、この表の規定を適用する。

(削除)

イ 特別利用料金

名称	金額(単位 円)			
	時間区分			1時間までごとに
	8時30分から12時まで	12時から17時まで	8時30分から17時まで	

公園					
----	--	--	--	--	--

備考

- 「普通車」とは、乗車定員が10人以下の自動車(最大積載量が4トン以上の貨物自動車及び自動二輪車を除く。)をいう。
- 「大型乗合型自動車」とは、乗車定員が30人以上の自動車をいう。
- 「乗合型自動車」とは、乗車定員が11人以上29人以下の自動車をいう。
- 最大積載量が4トン以上の貨物自動車は、大型乗合型自動車とみなして、この表の規定を適用する。

5 洞峰公園の駐車場については、次のとおりとする。

- 利用時間が20分までのときは、無料とする。
- 利用料金は、指定管理者が発行する前払式証票により支払うことができる。
- (2)の前払式証票は、3,300円券(販売価格3,000円)、6,000円券(販売価格5,000円)及び13,000円券(販売価格10,000円)とする。
- (2)の前払式証票は、3,000円を得た場合にあっては3,300円、5,000円を得た場合にあっては6,000円、10,000円を得た場合にあっては13,000円の電磁的方法による記録の加算を行うことができる。

イ 特別利用料金

名称	金額(単位 円)			
	時間区分			1時間までごとに
	8時30分から12時まで	12時から17時まで	8時30分から17時まで	

拡声装置	1,840	1,840	3,490	440	
野球場カウント操作器	1,840	1,840	3,490	440	
電光標示器	940	940	1,840	340	
大型電光掲示板	実費相当額				
	アマチュアスポーツに利用する場合	5,100	7,280	12,390	1,460
大型映像装置	実費相当額				
	アマチュアスポーツに利用する場合	71,300	101,850	173,150	20,370
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	6,500	9,270	15,770	1,850
浴室	1,840	1,840	3,490	490	
温水シャワー室	1,840	1,840	3,490	490	
ピアノ	7,630	7,630	12,200	1,840	
照明使用電力	実費相当額				
	笠松運動公園陸上競技場の照明施設の全部を使用する場合				144,330
	笠松運動公園陸上競技場の照明施設の3分の2を使用する場合				96,220
その他	実費相当額				

拡声装置	1,840	1,840	3,490	440	
野球場カウント操作器	1,840	1,840	3,490	440	
電光標示器	940	940	1,840	340	
大型電光掲示板	実費相当額				
	アマチュアスポーツに利用する場合	5,100	7,280	12,390	1,460
大型映像装置	実費相当額				
	アマチュアスポーツに利用する場合	71,300	101,850	173,150	20,370
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	6,500	9,270	15,770	1,850
浴室	1,840	1,840	3,490	490	
温水シャワー室	1,840	1,840	3,490	490	
ピアノ	7,630	7,630	12,200	1,840	
照明使用電力	実費相当額				
	笠松運動公園陸上競技場の照明施設の全部を使用する場合				144,330
	笠松運動公園陸上競技場の照明施設の3分の2を使用する場合				96,220
その他	実費相当額				

冷暖房料	実費相当額
コインロッカー	1回につき 100
ヘアドライヤー	1回(3分間)につき 10
温水シャワー	1回(5分間)につき 100
スケート靴	1回につき 370

備考

- この表は、(2) 有料公園施設を利用する場合 ア 普通利用料金 その 2 の備考 2 により団体利用料金の適用を受ける団体又は個人に適用する。
- やむを得ない理由により許可利用時間を超えて利用するとき、又はこの表の時間区分の欄に掲げる時間の区分によらないで利用するときは、その超える時間又は利用時間について、この表の「1 時間までごとに」の欄に掲げる金額による利用料金を徴収する。
- 利用時間が許可利用時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 浴室又は温水シャワー室を利用する場合において、1 団体の利用人員が 50 人を超えるときは、その超える人員について 1 人につき 20 円を加算する。
- 「照明使用電力」の項は、会議室、体育館、テニスコート、堀原運動公園の武道館大道場、笠松運動公園の陸上競技場、屋内水泳プール兼アイススケート場及びアーチェリー場、砂沼広域公園の多目的広場 _____、県西総合公園の多目的運動広場並びに大子広域公園の多目的運動広場に限り適用する。
- 「冷暖房料」の項は、堀原運動公園の武道館及び笠松運動公園の体育館 _____ に限り適用する。

冷暖房料	実費相当額
コインロッカー	1回につき 100
ヘアドライヤー	1回(3分間)につき 10
温水シャワー	1回(5分間)につき 100
スケート靴	1回につき 370

備考

- この表は、(2) 有料公園施設を利用する場合 ア 普通利用料金 その 2 の備考 2 により団体利用料金の適用を受ける団体又は個人に適用する。
- やむを得ない理由により許可利用時間を超えて利用するとき、又はこの表の時間区分の欄に掲げる時間の区分によらないで利用するときは、その超える時間又は利用時間について、この表の「1 時間までごとに」の欄に掲げる金額による利用料金を徴収する。
- 利用時間が許可利用時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 浴室又は温水シャワー室を利用する場合において、1 団体の利用人員が 50 人を超えるときは、その超える人員について 1 人につき 20 円を加算する。
- 「照明使用電力」の項は、会議室、体育館、テニスコート、堀原運動公園の武道館大道場、笠松運動公園の陸上競技場、屋内水泳プール兼アイススケート場及びアーチェリー場、砂沼広域公園の多目的広場、洞峰公園の屋内水泳プール、県西総合公園の多目的運動広場並びに大子広域公園の多目的運動広場に限り適用する。
- 「冷暖房料」の項は、堀原運動公園の武道館、笠松運動公園の体育館及び洞峰公園の体育館に限り適用する。

第 142 号議案 指定管理者の指定について

(茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設 (大洗海浜公園))

港湾課

1 指定の内容

施設名	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設 (大洗海浜公園)		
指定管理者候補者名	大洗町		
指定期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで (1年間)		
上記期間とした理由	当該施設は、ひたちなか大洗リゾート構想の実現に向けて、民間企業による新たな運営形態を想定しており、今後、当該施設運営の民間企業への移行を速やかに可能とするため、長期的な視点で継続した指定管理期間の設定が困難であるため。		
債務負担行為限度額	年度	債務負担額 (千円)	備考
	令和6年度	16,128 千円	1年間

2 指定管理者候補者の概要

[名称] 大洗町
[所在地] 東茨城郡大洗町磯浜町 6881 番地の 275

3 提案(事業計画書)の概要

(1) 県民の平等利用の確保

長年の指定管理経験を活かし、HPやSNS等を活用した施設のPRを行うなど利用促進に努めるほか、利用者満足度調査実施により利用ニーズを把握しながら適切な管理運営を行い、県民の平等な利用を確保する施設とする。

(2) 施設の効用を最大限に発揮

毎日の園内巡視や施設の点検のほか、基準以上に頻度の高い清掃等の施設維持管理計画により、質の高いサービスの提供に努める。

(3) 経費の縮減

自主事業を積極的に実施することにより、収支状況の改善を図る。

(4) 管理を安定して行う物的・人的能力

長年の管理運営経験により、施設・設備状況を熟知し、業務に関するノウハウ、知識を有しており、維持管理運営を適正に実施できる。また、類似施設の管理経験もあり、その経験や成果を当該施設の管理運営に反映できる。

4 申請及び選定経過

(1) 申請

①申請期間

令和5年9月8日(金) から令和5年10月6日(金) まで (29日間)

②非公募の理由

当該施設は、ひたちなか大洗リゾート構想の実現に向けて、民間企業による新たな運営形態を想定している。

今後、当該施設運営の民間企業への移行を速やかに可能とするためには、長期的な視点で継続した指定管理期間の設定が困難であることから指定管理期間は1年とし、非公募とする。

(2) 選定経過

① 港湾施設等指定管理者選定委員会

委員数 5名（うち外部有識者 3名）

② 選定委員会実施状況

日時 令和 5年 10月 20日（金）

審議内容 審査基準及び評価方法決定、書面審査、プレゼンテーション、ヒアリング、候補者選定

③ 選定基準

評価基準	評価項目
① 県民の平等利用の確保	県民の平等利用が確保されているか
	利用者本位のサービスが提供されているか
② 施設の効用を最大限に発揮	適切な施設の維持管理が確保されているか
	利用促進計画は効果的か
③ 経費の縮減	効率的な管理運営が行えるか
	収支計画は妥当か
④ 管理を安定して行う物的・人的能力	安定な経営基盤を有しているか
	効果的・効率的な管理運営の体制か
	類似施設等における相当の知識または管理実績を有しているか
	適切に個人情報管理できるか

④ 選定結果

港湾施設等指定管理者選定委員会において、申請団体からの申請内容の聴取及び審議を行った結果、大洗町を指定管理者候補者として選定。

【選定理由】

- ・ 管理実績が十分にあり、適正かつ効率的な管理運営ができること。
- ・ 町の所有施設との一体的な管理運営や密接な連携等により、効果的・効率的な管理運営及び住民サービスの向上が図られること。

**第 143 号議案・第 144 号議案・第 145 号議案・第 146 号議案
指定管理者の指定について（都市公園）**

都市整備課

1 指定の内容

議案 番号	公園名称	指定管理者候補者	指定期間	債務負担行為限度額(千円)	
					うちR6年度
143	赤塚公園	橋本造園土木（株）	R6.4.1～ R7.3.31 (1年間)	33,000	33,000
144	県西総合公園	筑西広域市町村圏 事務組合	R6.4.1～ R11.3.31 (5年間)	170,020	34,004
145	笠間芸術の森公園	笠間市	R6.4.1～ R7.3.31 (1年間)	63,676	63,676
146	大洗公園	茨城県造園業協同組合	R6.4.1～ R11.3.31 (5年間)	144,100	28,820

2 指定管理者候補者の概要

公園名称	指定管理者候補者	所在地	備考
赤塚公園	橋本造園土木（株）	つくば市大角豆 2012 番地 36	令和5年度の指定管理者
県西総合公園	筑西広域市町村圏 事務組合	筑西市直井 1076 番地	
笠間芸術の森公園	笠間市	笠間市中央三丁目 2 番 1 号	
大洗公園	茨城県造園業 協同組合	水戸市白梅二丁目 4 番 6 号	

3 提案(事業計画書)の概要

別紙「都市公園事業計画書要旨」参照

4 募集（申請）及び選定経過

(1) 募集（申請）

①公募（赤塚公園、県西総合公園、大洗公園）

募集期間：令和5年8月10日（木）から令和5年9月29日（金）

応募団体：1団体（赤塚公園、県西総合公園）、2団体（大洗公園）

②非公募（笠間芸術の森公園）

申請期間：令和5年8月10日（木）から令和5年9月29日（金）

非公募の理由：

民間事業者による利活用を含めた公園管理のあり方について検討を進めており、引き続き、現在の指定管理者が行うことが適切であるため。

(2) 選定経過

①都市整備課指定管理者選定委員会

委員数5名（うち外部有識者3名）

②選定委員会実施状況

日 時：令和5年10月27日（金）

審議内容等：審査基準決定、プレゼンテーション、ヒアリング、候補者選定

③選定基準

選定基準	審査項目
1 平等で質の高いサービス確保	・ 県民の平等利用が確保されているか ・ 利用者に質の高いサービスが提供されているか
2 効用の最大限の発揮	・ 公園の維持管理を適切に行うことができるか ・ 利用促進計画は効果的か
3 経費の縮減	・ 効率的な管理運営ができるか ・ 収支計画は妥当か
4 団体の有する物的・人的能力	・ 経営基盤が安定しているか ・ 公園施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか ・ 指定管理業務に必要な体制を確保しているか ・ 適切に個人情報管理できるか

④選定結果

指定管理者選定委員会において、応募団体からの申請内容の聴取及び審議を行った結果、「1 指定の内容」に記載のとおり指定管理者候補者として選定した。

【選定理由】

- ・ 提案された事業計画が選定基準を満たしていること。
- ・ 適正な維持管理・運営の実施が期待できること。

都市公園事業計画書要旨

(1) 赤塚公園

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	園内に管理事務所を新たに設置し、利用者ニーズを把握しながら適切に管理運営を行い県民に平等な施設とする。
2 効用の最大限の発揮	園内の巡視・点検等を適切に行う等、安全・安心な公園の維持に努める。また、HP や SNS 等による情報発信、イベントの開催等により利用促進を図る。
3 経費の縮減	植物管理業務を自ら実施することで管理費の削減に努める。また、イベント等の自主事業を積極的に実施し収入増加を図る。
4 団体の有する物的・人的能力	開園以来の植物管理業務経験により、業務に関するノウハウ、知識を有しており、管理運営を適切に実施できる。

(2) 県西総合公園

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	アンケートボックスを管理事務所に設置し、利用者ニーズを把握しながら適切に管理運営を行い県民に平等な施設とする。
2 効用の最大限の発揮	高齢者や子供の視点で施設の巡視・点検等を適切に行う等、安全・安心な公園の維持に努める。また、HP や SNS 等による情報発信、イベントの開催、屋外 wi-fi 設備の設置により利用促進を図る。
3 経費の縮減	イベントやスポーツ・文化教室の開催、自動販売機設置等により収入増加を図る。
4 団体の有する物的・人的能力	開園以来の管理運営経験により、業務に関するノウハウ、知識を有しており、管理運営を適切に実施できる。

(3) 笠間芸術の森公園

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	インフォメーションセンターを活用し、利用者ニーズを把握しながら適切に管理運営を行い県民に平等な施設とする。
2 効用の最大限の発揮	園内の巡視・点検等を適切に行う等、安全・安心な公園の維持に努める。また、HP やパンフレット等による情報発信、イベントの開催等により利用促進を図る。
3 経費の縮減	自動販売機設置により収入増加を図る。
4 団体の有する物的・人的能力	開園以来の管理運営経験により、業務に関するノウハウ、知識を有しており、管理運営を適切に実施できる。

(4) 大洗公園

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	利用者ニーズを把握しながら適切に管理運営を行い県民に平等な施設とする。
2 効用の最大限の発揮	大洗公園の景観を構成する松林を保全するため、樹木医をはじめとする専門スタッフによる松枯れ対策を適切に行う等、安全・安心な公園の維持に努める。また、HP や SNS 等による情報発信、美化運動の実施により利用促進を図る。
3 経費の縮減	管理業務の創意工夫（複数年契約、空中薬剤散布の共同実施）により、管理費の削減に努める。
4 団体の有する物的・人的能力	長年の管理運営経験により、業務に関するノウハウ、知識を有しており、管理運営を適切に実施できる。

第150号議案 工事請負契約の変更について((仮称)上曽トンネル本体工事(石岡工区))

道路建設課

1 議案提出の理由

合併支援道路石岡市上曽地内の「(仮称)上曽トンネル本体工事(石岡工区)」について、大林・株木・市村特定建設工事共同企業体(東京都港区港南二丁目15番2号)と50億6,766万7千円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、支保工の変更等が生じたため、9億9,594万円を増額し、60億6,360万7千円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

2 現況・課題

(仮称)上曽トンネルは、石岡市と桜川市を結ぶ上曽峠に計画された延長3.54kmのトンネルであり、現道は道路幅員が狭く屈曲しており、冬期には路面凍結による通行止め等が発生することから、早急な整備が望まれている。

このため、市からの受託により平成30年度から、(仮称)上曽トンネルを含む5.58kmのバイパス整備を進めている。

3 必要性・ねらい

当初想定していた岩質との相違及び想定以上の湧水の発生による支保工の変更等が生じたため、増額変更するものである。

4 事業の内容

- 1) 概要 (仮称)上曽トンネル本体工事(石岡工区)に係る請負契約の変更
- 2) 契約相手方 大林・株木・市村特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社大林組
取締役社長 蓮輪 賢治
代理人 代表取締役副社長執行役員 東京本店長 笹川 淳
- 3) 契約日 令和2年3月24日
- 4) 既契約額 5,067,667,000円
- 5) 増減額 995,940,000円増
- 6) 変更額 6,063,607,000円
- 7) 工期 令和2年3月25日～令和6年3月14日(1,451日間)
- 8) 工事箇所 石岡市上曽地内
- 9) 工事概要 トンネル工事 延長L=1,939.0m 幅員W=8.0m

5 参考事項

議決の根拠法令等

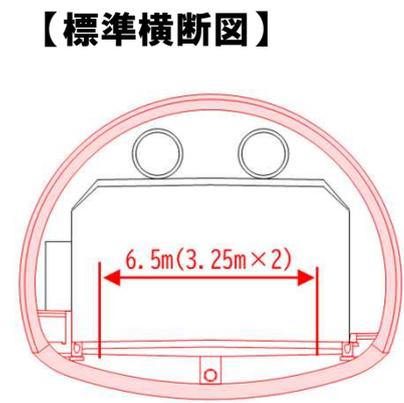
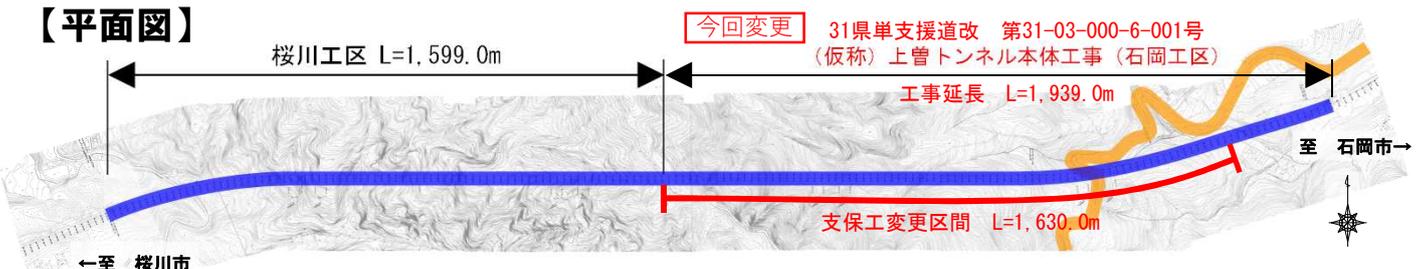
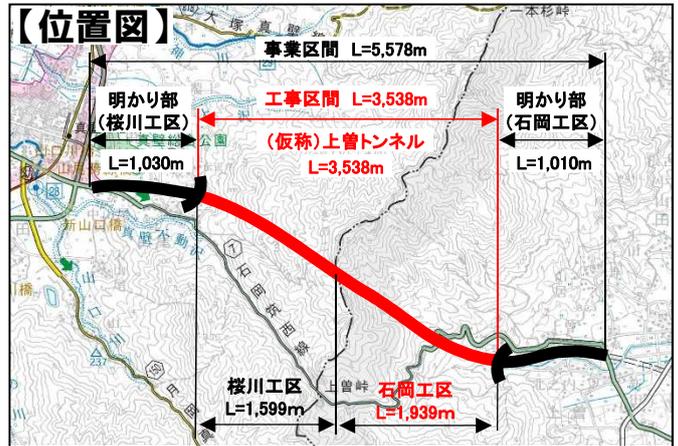
- ・地方自治法第96条第1項第5号
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

**31県単支援道改 第31-03-000-6-001号
(仮称) 上曽トンネル本体工事 (石岡工区)**

路線名：石岡市道B3760号線
箇所名：石岡市上曽地内

工期：令和2年3月25日～令和6年3月14日
受注者：大林・株木・市村特定建設工事共同企業体

現契約額 5,067,667,000円
変更額 995,940,000円
変更契約額 6,063,607,000円



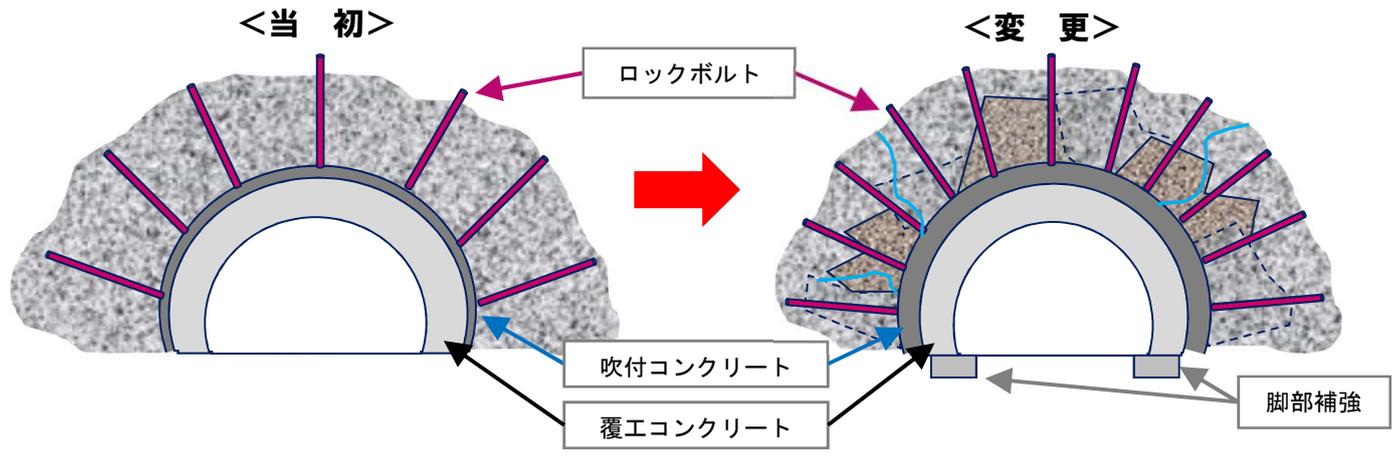
写真①掘削後の地山状態
ひび割れが多く、湧水、岩塊割れがあり

写真②湧水状態
湧水量が多く、トンネル内に滞水

【主な変更理由】

- 想定した岩質との相違及び想定以上の湧水による支保工の変更
- 物価上昇に伴う資材単価等の変更
- など

支保工	当初	変更
吹付コンクリート厚	5cm	10cm
ロックボルト本数	7本	10本
施工間隔 (ピッチ)	2.0m	1.5m
覆工コンクリート	30cm	30cm (脚部補強)



**報告第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
(別記1 和解について)**

監理課

1 報告提出の理由

竜ヶ崎工事事務所所属の普通貨物自動車の運行に係る交通事故について、令和5年10月26日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

2 和解の相手方

個人

3 和解の概要

(1) 事故発生日時

令和5年4月27日(木)午後3時10分頃

(2) 事故発生場所

稲敷郡河内町長竿6260番地地先県道上

(3) 事故概要

普通貨物自動車出張途中、上記県道において、相手方の小型乗用自動車に衝突し、損害を与えた。

(4) 損害賠償の額

599,212円

(上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)

1 策定理由

- 全国の都市部を中心に、今後、マンションの老朽化が進行し、適正に管理されていないマンションの災害時の倒壊や危害等が懸念されていることから、国が「マンション管理の適正化の推進に関する法律」を改正。
- 本県においても、マンションの適正管理が将来的な課題となることを未然に防止するため、法第3条の2第1項の規定に基づき、県内におけるマンション管理の適正化を図る計画を定めるもの。

2 内容

(1) 茨城県マンション管理適正化推進計画（案）の概要

- 計画期間
 - ・令和6年度から令和12年度
- 策定主体・所管区域
 - ・県と29市の共同策定
 - ・県は町村の区域、市は各市の区域を所管
- 主な内容
 - ・管理組合が作成する「管理計画」の認定
 - ・実態把握及び助言指導
- 期待される効果
 - ・管理組合の意識向上
 - ・適正管理による良好な居住環境の確保

(2) 策定時期

令和6年3月

3 パブリックコメントの実施

(1) 目的

本計画は、マンション管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項等を定めるため、県民意見提出手続制度により県民等の意見を広く求める。

(2) 実施期間

令和5年12月下旬～令和6年1月末（予定）

(3) 意見募集方法

- 県ホームページへの掲載
- 住宅課及び行政情報センター、各県民センター等での閲覧

茨城県マンション管理適正化推進計画（概要）

I. マンション管理適正化推進計画の目的等

1 計画の目的

- ・ 国では、2020年6月に「マンション管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」）」等を改正し、地方公共団体による「マンション管理適正化推進計画」の作成やマンションの管理組合が作成した「管理計画」を認定する制度の創設など、新たな取組みを追加しました。
- ・ 茨城県内においても、マンション管理の適正化を図るため、施策に関する事項等を定める「茨城県マンション管理適正化推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ・策定主体

- ・ 法第3条の2第1項に基づく「マンションの管理の適正化の推進を図るための計画」
- ・ 県と29市の共同策定
※単独で計画を策定する市（水戸・土浦・つくばみらい）を除く。

3 計画期間

- ・ 令和6年度から令和12年度

4 計画の対象マンション・所管区域

- ・ 法第2条第1号に規定するマンション（いわゆる分譲マンション）を対象とします。
- ・ 市の区域にあっては当該市、町村の区域にあっては県が所管します。

II. マンション管理適正化に向けた主な取組み

1 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策（各所管行政庁において実施）

- (1) **管理計画の認定**・・・管理組合が作成する「管理計画」の認定を行います。
- (2) **実態把握及び助言指導**・・・アンケート調査等による実態調査を行うとともに、適正に管理ができていない管理組合等に対し、助言・指導を行います。
- (3) **関係団体との連携**・・・関係団体と連携して講習会の開催や情報の提供に取組みます。

（参考）計画策定に係るスケジュール案

- ・ 令和5年12月下旬～令和6年1月末：パブリックコメント実施
- ・ 令和6年3月：茨城県マンション管理適正化推進計画の公表
- ・ 令和6年4月：管理計画認定制度の運用開始（各所管行政庁）

令和5年第4回定例会土木企業立地推進委員会

議案等説明資料

(12月補正予算追加提案)

令和5年12月14日

土 木 部

目 次

【予算】第 156 号議案、第 157 号議案、第 158 号議案

○令和 5 年度予算 課別一覧（12 月補正追加提案）	3
○令和 5 年度予算 公共事業費一覧（12 月補正追加提案）	4
○令和 5 年度 繰越予算一覧（12 月補正追加提案）	6
○令和 5 年度 地方債補正一覧（12 月補正追加提案）	7

令和5年度予算 課別一覧 (12月補正追加提案)

土木部

(一般会計)

○第156号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算(第6号)

(単位:千円)

区 分	現計予算額 (当初提案分を含む) A	今回補正額 (追加提案分) B	補正後予算額 C=A+B
監 理 課	2,898,305	-	2,898,305
用 地 課	61,296	-	61,296
検 査 指 導 課	39,221	-	39,221
道 路 建 設 課	30,959,330	2,506,376	33,465,706
道 路 維 持 課	33,873,404	3,450,000	37,323,404
河 川 課	26,143,209	15,247,130	41,390,339
港 湾 課	5,106,226	2,686,253	7,792,479
営 繕 課	241,277	-	241,277
都 市 計 画 課	142,591	-	142,591
都 市 整 備 課	2,707,407	157,673	2,865,080
下 水 道 課	2,623,666	-	2,623,666
建 築 指 導 課	447,067	-	447,067
住 宅 課	4,627,796	-	4,627,796
計	109,870,795	24,047,432	133,918,227

(特別会計)

港 湾 事 業	10,965,139	-	10,965,139
計	10,965,139	-	10,965,139

(企業会計)

○第157号議案 令和5年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算(第1号)

○第158号議案 令和5年度茨城県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

鹿島臨海都市計画 下水道事業	6,262,508	543,000	6,805,508
流域下水道事業	25,072,842	560,000	25,632,842
計	31,335,350	1,103,000	32,438,350

土 木 部 計	152,171,284	25,150,432	177,321,716
---------	-------------	------------	-------------

○補正予算の概要

防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保等

(国補公共事業)

・直轄事業負担金

道路(東関東自動車道水戸線など)、治水(那珂川など)等

・補助事業

道路整備(国道354号境岩井バイパスなど45箇所)

橋梁修繕等(国道349号など26箇所)

河川改修等(涸沼川など57箇所)

防潮堤整備等(鹿島港海岸など4箇所)

令和5年度予算 公共事業費一覧 (12月補正追加提案)

土木部

(一般会計)

(単位：千円)

区 分		現計予算額 (当初提案分を含む) A	今回補正額 (追加提案分) B	補正後予算額 C=A+B	
道 路 事 業	道路建設課	補助	24,749,340	2,506,376	27,255,716
		県単	4,819,710	-	4,819,710
		計	29,569,050	2,506,376	32,075,426
	道路維持課	補助	11,460,000	1,775,000	13,235,000
		直轄負担金	7,767,165	1,675,000	9,442,165
		県単	13,634,151	-	13,634,151
		計	32,861,316	3,450,000	36,311,316
	計	補助	36,209,340	4,281,376	40,490,716
		直轄負担金	7,767,165	1,675,000	9,442,165
		県単	18,453,861	-	18,453,861
		計	62,430,366	5,956,376	68,386,742
	河川事業				
河川課		補助	8,730,253	9,410,448	18,140,701
		直轄負担金	6,628,885	5,836,682	12,465,567
		県単	9,708,930	-	9,708,930
		計	25,068,068	15,247,130	40,315,198
港湾事業					
港湾課		補助	1,888,126	2,051,753	3,939,879
		直轄負担金	940,500	634,500	1,575,000
		県単	374,051	-	374,051
		計	3,202,677	2,686,253	5,888,930
都 市 計 画 事 業	都市計画課	補助	5,675	-	5,675
		計	5,675	-	5,675
	都市整備課	補助	994,180	50,339	1,044,519
		直轄負担金	188,987	107,334	296,321
		県単	1,281,374	-	1,281,374
		計	2,464,541	157,673	2,622,214
	計	補助	999,855	50,339	1,050,194
		直轄負担金	188,987	107,334	296,321
		県単	1,281,374	-	1,281,374
		計	2,470,216	157,673	2,627,889
下水道事業					
下水道課		補助	925,887	-	925,887
		県単	23,700	-	23,700
		計	949,587	-	949,587
住宅事業					
住宅課		補助	2,041,221	-	2,041,221
		計	2,041,221	-	2,041,221
計		補助	50,794,682	15,793,916	66,588,598
		直轄負担金	15,525,537	8,253,516	23,779,053
		県単	29,841,916	-	29,841,916
		計	96,162,135	24,047,432	120,209,567

令和5年度予算 公共事業費一覧 (12月補正追加提案)

(企業会計)

(単位：千円)

区 分		現計予算額 (当初提案分を含む) A	今回補正額 (追加提案分) B	補正後予算額 C=A+B
流域下水道事業 下水道課	補助	4,200,500	560,000	4,760,500
	県単	30,931	-	30,931
	計	4,231,431	560,000	4,791,431
計	補助	4,200,500	560,000	4,760,500
	県単	30,931	-	30,931
	計	4,231,431	560,000	4,791,431

土木部計	補助	54,995,182	16,353,916	71,349,098
	直轄負担金	15,525,537	8,253,516	23,779,053
	県単	29,872,847	-	29,872,847
	計	100,393,566	24,607,432	125,000,998

令和5年度 繰越予算一覧 (12月補正追加提案)

土木部

第156号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算(第6号)

(R5 → R6 繰越明許費)

(単位:千円)

会計区分	課名	現計議決額 (当初提案分を含む) A	R5・4定 提出額 (追加提案分) B	合 計 C = A + B
一 般 会 計	道路建設課	13,669,217	2,506,376	16,175,593
	道路維持課	13,231,435	1,775,000	15,006,435
	河川課	6,481,746	9,410,448	15,892,194
	港湾課	658,759	2,051,753	2,710,512
	都市整備課	393,000	50,339	443,339
	下水道課	409,256	-	409,256
	住宅課	21,924	-	21,924
	計	34,865,337	15,793,916	50,659,253
特別 会計	港湾事業	2,175,200	-	2,175,200
	計	2,175,200	-	2,175,200
計		37,040,537	15,793,916	52,834,453

令和5年度 地方債補正一覧 (12月補正追加提案)

土木部

第156号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算(第6号)

第3表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額 (当初提案分を含む)	補正額 (追加提案分)	補正後の額			
	千円	千円	千円			
河川事業	15,032,000	10,112,000	25,144,000	債券発行又は普通貸借(他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)
海岸整備事業	223,700	96,200	319,900			
砂防事業	51,900	47,600	99,500			
急傾斜地崩壊対策事業	165,200	155,200	320,400			
港湾整備事業	1,600,600	1,864,500	3,465,100			
道路橋梁整備事業	25,591,600	3,710,500	29,302,100			
街路事業	81,000	-	81,000			
公営住宅建設事業	986,100	-	986,100			
過年補助災害復旧事業	14,400	-	14,400			
現年補助災害復旧事業	671,400	-	671,400			
過年直轄災害復旧事業	81,000	-	81,000			
現年直轄災害復旧事業	21,800	135,000	156,800			
単独災害復旧事業	1,010,200	-	1,010,200			
公園事業	638,800	132,600	771,400			
防災対策事業	638,900	-	638,900			
合併特例事業	1,409,500	-	1,409,500			
地方道路等整備事業	741,800	-	741,800			
緊急防災・減災事業	401,600	-	401,600			
計	49,361,500	16,253,600	65,615,100			

第157号議案 令和5年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算(第1号)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補正額	補正後の額			
	千円	千円	千円			
鹿島臨海都市計画下水道事業	1,176,000	271,500	1,447,500	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内	40年以内(据置期間を含む。)

第158号議案 令和5年度茨城県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補正額	補正後の額			
	千円	千円	千円			
流域下水道事業	1,194,300	140,000	1,334,300	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内	40年以内(据置期間を含む。)

令和5年12月6日開会

①

令和5年第4回茨城県議会定例会議案

令和5年第4回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第118号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算（第5号）	1
第119号議案 令和5年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）	8
第120号議案 茨城県公告式条例の一部を改正する条例	11
第121号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	12
第122号議案 茨城県核燃料等取扱税条例	57
第123号議案 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	63
第124号議案 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例	64
第125号議案 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	72
第126号議案 茨城県都市公園条例の一部を改正する条例	80
第127号議案 学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例	81
第128号議案 茨城県暴力団排除条例の一部を改正する条例	82
第129号議案 当せん金付証票の発売について	86
第130号議案 県有財産の売却処分について（奥野谷浜工業団地事業用地）	87
第131号議案 県有財産の売却処分について（奥野谷浜工業団地事業用地）	88
第132号議案 県有財産の売却処分について（波崎漁港後背地用地）	89
第133号議案 指定管理者の指定について（茨城県立県民文化センター）	90
第134号議案 指定管理者の指定について（茨城県鳥獣センター）	91
第135号議案 指定管理者の指定について（茨城県立あすなろの郷）	92
第136号議案 指定管理者の指定について（茨城県立青少年会館）	93
第137号議案 指定管理者の指定について（ラク・ハイツ）	94
第138号議案 指定管理者の指定について（茨城県大洗マリンタワー）	95
第139号議案 指定管理者の指定について（茨城県奥久慈憩いの森）	96
第140号議案 指定管理者の指定について（茨城県水郷県民の森）	97
第141号議案 指定管理者の指定について（波崎漁港海岸休憩施設）	98
第142号議案 指定管理者の指定について（茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設）	99
第143号議案 指定管理者の指定について（赤塚公園）	100
第144号議案 指定管理者の指定について（県西総合公園）	101
第145号議案 指定管理者の指定について（笠間芸術の森公園）	102
第146号議案 指定管理者の指定について（大洗公園）	103
第147号議案 指定管理者の指定について（茨城県立中央青年の家）	104
第148号議案 指定管理者の指定について（茨城県立さしま少年自然の家）	105
第149号議案 指定管理者の指定期間の延長について	106
第150号議案 工事請負契約の変更について	107
第151号議案 和解について	108
報告第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	109

予 算

第118号議案

令和5年度 茨城県一般会計補正予算（第5号）

令和5年度茨城県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,616,302千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,315,162,534千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		174,840,916 ^{千円}	1,331,607 ^{千円}	176,172,523 ^{千円}
	1 国庫負担金	53,724,271	1,231,607	54,955,878
	2 国庫補助金	119,333,119	100,000	119,433,119
13 繰越金		5,753,713	953,495	6,707,208
	1 繰越金	5,753,713	953,495	6,707,208
15 県債		87,118,700	3,331,200	90,449,900
	1 県債	87,118,700	3,331,200	90,449,900
歳入合計		1,309,546,232	5,616,302	1,315,162,534

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
9 農林水産業費		42,200,315 ^{千円}	110,000 ^{千円}	42,310,315 ^{千円}
	3 林業費	5,841,081	110,000	5,951,081
12 商工費		123,940,678	215,400	124,156,078
	3 中小企業費	4,537,350	215,400	4,752,750
13 土木費		103,000,605	3,552,400	106,553,005
	2 道路橋梁費	62,303,650	1,500,000	63,803,650
	3 河川海岸費	21,748,871	2,052,400	23,801,271
16 災害復旧費		2,316,886	1,738,502	4,055,388
	1 農林水産施設 災害復旧費	512,003	388,502	900,505
	2 土木施設 災害復旧費	1,486,816	1,350,000	2,836,816
歳出合計		1,309,546,232	5,616,302	1,315,162,534

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
9 農林水産業費			千円 244,400	千円 13,600	千円 258,000
	3 林業費	県単治山事業費	-	13,600	13,600
13 土木費			31,943,337	2,109,000	34,052,337
	2 道路橋梁費		26,001,452	899,200	26,900,652
		道路補修費	4,952,651	899,200	5,851,851
	3 河川海岸費		4,458,946	1,209,800	5,668,746
		河川補修費	-	240,000	240,000
		河川防災費	1,928,610	863,800	2,792,410
		砂防施設補修費	-	25,000	25,000
		県単砂防費	19,000	81,000	100,000
16 災害復旧費			-	914,502	914,502
	1 農林水産施設 災害復旧費	現年発生災害復旧費	-	101,502	101,502
	2 土木施設 災害復旧費	令和5年国補 災害復旧土木費	-	813,000	813,000
合	計		32,187,737	3,037,102	35,224,839

第3表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県立県民文化センターの管理運営に係る協定	茨城県立県民文化センターの管理運営に係る協定を県民文化センター運営共同事業体と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	901,726千円
茨城県鳥獣センターの管理運営に係る協定	茨城県鳥獣センターの管理運営に係る協定を公益社団法人茨城県農林振興公社と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	50,075千円
茨城県立あすなろの郷の管理運営に係る協定	茨城県立あすなろの郷の管理運営に係る協定を社会福祉法人茨城県社会福祉事業団と締結する。	令和6年度	3,000,138千円
茨城県立青少年会館の管理運営に係る協定	茨城県立青少年会館の管理運営に係る協定を公益社団法人茨城県青少年育成協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	132,630千円
ラーク・ハイツの管理運営に係る協定	ラーク・ハイツの管理運営に係る協定を社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	402,450千円
茨城県奥久慈憩いの森の管理運営に係る協定	茨城県奥久慈憩いの森の管理運営に係る協定を茨城県造園業協同組合と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	130,000千円
茨城県水郷県民の森の管理運営に係る協定	茨城県水郷県民の森の管理運営に係る協定を公益社団法人茨城県農林振興公社と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	106,360千円
赤塚公園の管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園土木株式会社と締結する。	令和6年度	33,000千円
県西総合公園の管理運営に係る協定	県西総合公園の管理運営に係る協定を筑西広域市町村圏事務組合と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	170,020千円
笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を笠間市と締結する。	令和6年度	63,676千円
大洗公園の管理運営に係る協定	大洗公園の管理運営に係る協定を茨城県造園業協同組合と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	144,100千円
茨城県立中央青年の家の管理運営に係る協定	茨城県立中央青年の家の管理運営に係る協定を特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	581,260千円
茨城県立さしま少年自然の家の管理運営に係る協定	茨城県立さしま少年自然の家の管理運営に係る協定を特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	536,460千円

(変 更 分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県民の森、茨城県 植物園、茨城県森の カルチャーセンター及び 茨城県さのこ博士館 の管理運営に係る協定	変 更 前	茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県 森のカルチャーセンター及び茨城県さの こ博士館の管理運営に係る協定を公益社 団法人茨城県農林振興公社と締結する。	自 令和元年度 至 令和5年度	555,285千円
	変 更 後	同 上	自 令和元年度 至 令和6年度	661,950千円

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 316,400	千円 -	千円 316,400	債券発行又は普通貸借 (他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	392,200	-	392,200			
土地改良事業	2,712,200	-	2,712,200			
河 川 事 業	13,725,400	1,432,000	15,157,400			
海岸整備事業	223,700	-	223,700			
砂 防 事 業	51,900	-	51,900			
急傾斜地崩壊 対策事業	165,200	-	165,200			
港湾整備事業	1,600,600	-	1,600,600			
道路橋梁整備事業	24,391,600	1,200,000	25,591,600			
街 路 事 業	675,700	-	675,700			
空港整備事業	6,600	-	6,600			
放課後児童クラブ 整備事業	304,500	-	304,500			
産業技術専門学院 整備事業	10,800	-	10,800			
いばらき就職支援 センター整備事業	60,300	-	60,300			
茨城県職業人材育成 センター整備事業	56,300	-	56,300			
体育施設整備事業	131,100	-	131,100			
公営住宅建設事業	986,100	-	986,100			
過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	21,300	-	21,300			
現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	242,500	506,800	749,300			
過 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	81,000	-	81,000			
現 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	21,800	-	21,800			
単独災害復旧事業	1,141,600	-	1,141,600			
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	123,800	-	123,800			
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業	390,300	-	390,300			
障 害 福 祉 施 設 整 備 事 業	3,866,600	-	3,866,600			
総 合 福 祉 会 館 整 備 事 業	12,200	-	12,200			
県庁舎等整備事業	772,800	-	772,800			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	726,200	-	726,200			
警察施設整備事業	1,850,600	-	1,850,600			

公園事業	638,800	-	638,800			
高校整備事業	4,128,800	-	4,128,800			
文化施設整備事業	328,100	-	328,100			
社会教育施設整備事業	81,100	-	81,100			
特別支援学校整備事業	888,700	-	888,700			
空港周辺整備事業	7,700	-	7,700			
地域鉄道設備等整備事業	37,900	-	37,900			
災害救助対策事業	48,300	-	48,300			
アクアワールド茨城県大洗水族館整備事業	206,100	-	206,100			
消防施設整備事業	15,000	-	15,000			
県立医療大学設備整備事業	158,900	-	158,900			
農業大学校施設整備事業	7,800	-	7,800			
農業総合センター施設整備事業	75,400	-	75,400			
原種苗センター整備事業	28,800	-	28,800			
産業技術イノベーションセンター施設整備事業	194,300	-	194,300			
繊維高分子研究所整備事業	26,400	-	26,400			
県民文化センター施設整備事業	87,800	-	87,800			
畜産センター施設整備事業	21,700	-	21,700			
養豚研究所施設整備事業	419,600	-	419,600			
家畜保健衛生所施設整備事業	50,400	-	50,400			
保健所施設整備事業	103,400	-	103,400			
いばらき予防医学プラザ整備事業	75,400	-	75,400			
公共処分場整備事業	257,800	-	257,800			
地域活性化事業	506,100	-	506,100			
防災対策事業	476,500	162,400	638,900			
合併特例事業	1,409,500	-	1,409,500			
地方道路等整備事業	2,204,400	-	2,204,400			
緊急防災・減災事業	2,124,900	30,000	2,154,900			
上水道事業出資金	951,000	-	951,000			40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	16,400,000	-	16,400,000			30年以内 (据置期間を含む。)
災害援護資金貸付	96,800	-	96,800	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)
合計	87,118,700	3,331,200	90,449,900			

第119号議案

令和5年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の補正は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定を大洗町と締結する。	令和6年度	16,128千円

条例 ・ その他

第125号議案

茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県道路占用料徴収条例（昭和33年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「， 県が」を「県が」に改め、「事項」の次に「並びに法第39条の2第5項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める額」を加える。

第4条第1号中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改める。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（占用料の額の最低額）

第5条 法第39条の2第5項に規定する条例で定める額は、別表占用料の欄に定める金額に、同条第1項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して知事が定める期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。

2 第3条第2項の知事が特に必要があると認める占用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限の額を定めることができる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条，第5条関係）

占 用 物 件		占 用 料		
		単 位	所 在 地	
			区 分	金 額（単位 円）
第 一 種 電 柱		第一級地	1,900	
		第二級地	800	
		第三級地	570	
		第四級地	480	
第 二 種 電 柱		第一級地	2,900	
		第二級地	1,200	
		第三級地	870	
		第四級地	730	
第 三 種 電 柱		第一級地	3,900	
		第二級地	1,700	
		第三級地	1,200	
		第四級地	990	
第 一 種 電 話 柱	1本につき1年	第一級地	1,700	
		第二級地	710	
		第三級地	510	
		第四級地	430	
		第五級地	390	
		第一級地	2,700	

法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第二種電話柱		第二級地	1,100
			第三級地	810
			第四級地	680
			第五級地	620
	第三種電話柱		第一級地	3,700
			第二級地	1,600
			第三級地	1,100
			第四級地	940
			第五級地	850
	その他の柱類		第一級地	170
		第二級地	71	
		第三級地	51	
		第四級地	43	
		第五級地	39	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	第一級地	17	
		第二級地	7	
		第三級地	5	
		第四級地	4	
		第五級地	4	
地下に設ける電線その他の線類		第一級地	10	
		第二級地	4	
		第三級地	3	
		第四級地	3	
		第五級地	2	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	第一級地	1,600	
		第二級地	700	
		第三級地	490	
		第四級地	420	
		第五級地	380	
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	第一級地	1,000	
		第二級地	430	
		第三級地	300	
		第四級地	260	
		第五級地	230	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地	3,400	
		第二級地	1,400	
		第三級地	1,000	
		第四級地	850	
		第五級地	780	
郵便差出箱及び信書便差出箱		第一級地	1,400	
		第二級地	600	
		第三級地	420	
		第四級地	360	
		第五級地	330	
		第一級地	30,000	
		第二級地	4,800	

	広 告 塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	第三級地 第四級地 第五級地	1,800 870 590
	そ の 他 の も の	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	3,400 1,400 1,000 850 780
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	71 30 21 18 16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	100 43 30 26 23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	150 64 45 38 35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	200 86 61 51 47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	300 130 91 77 70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	400 170 120 100 93
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	710 300 210 180 160
	外径が0.7メートル以上 1 メートル未満のもの		第一級地 第二級地 第三級地	1,000 430 300

					第四級地	260
					第五級地	230
	外径が1メートル以上のもの				第一級地	2,000
					第二級地	860
					第三級地	610
					第四級地	510
					第五級地	470
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	第一級地	10
					第二級地	4
			第三級地	3		
			第四級地	3		
			第五級地	2		
			その他のもの		第一級地	34
					第二級地	14
					第三級地	10
					第四級地	9
					第五級地	8
補	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	第一級地	2,700
					第二級地	1,100
					第三級地	810
					第四級地	680
					第五級地	620
助	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	第一級地	1,700	
				第二級地	710	
		第三級地	510			
		第四級地	430			
		第五級地	390			
設	その他のもの	地下に設けるもの		第一級地	1,000	
			第二級地	430		
		第三級地	300			
		第四級地	260			
		第五級地	230			
その他のもの				第一級地	3,400	
				第二級地	1,400	
				第三級地	1,000	
				第四級地	850	
				第五級地	780	
法第32条第1項第4号に掲げる施設					第一級地	3,400
					第二級地	1,400
					第三級地	1,000
					第四級地	850
					第五級地	780
	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		

法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	第一級地	15,000	
	上空に設ける通路			第二級地	2,400	
	地下に設ける通路			第三級地	900	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第四級地	430	
	その他			第五級地	290	
	その他			第一級地	9,000	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第二級地	1,500	
	その他			第三級地	540	
	その他			第四級地	260	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第五級地	180	
	その他			第一級地	3,400	
	その他			第二級地	1,400	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第三級地	1,000	
	その他			第四級地	850	
	その他			第五級地	780	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第一級地	300	
	その他			第二級地	48	
	その他			第三級地	18	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第四級地	9	
	その他			第五級地	6	
	その他			第一級地	3,000	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第二級地	480	
	その他			第三級地	180	
	その他			第四級地	87	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第五級地	59	
	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	第一級地	3,000
		その他			表示面積1平方メートルにつき1年	第二級地
法第32条第1項第6号に掲げる施設	看板（アーチであるものを除く。）	その他	表示面積1平方メートルにつき1年	第三級地	180	
		その他	表示面積1平方メートルにつき1年	第四級地	87	
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	標識	1本につき1年	Aに0.007を乗じて得た額	第五級地	59
標識					1本につき1年	Aに0.007を乗じて得た額
		標識	1本につき1年	Aに0.007を乗じて得た額		
標識	1本につき1年				Aに0.007を乗じて得た額	第三級地
		標識	1本につき1年	Aに0.007を乗じて得た額		第四級地
標識	1本につき1年				Aに0.007を乗じて得た額	第五級地
		標識	1本につき1年	Aに0.007を乗じて得た額		第一級地
標識	1本につき1年				Aに0.007を乗じて得た額	第二級地
		標識	1本につき1年	Aに0.007を乗じて得た額		第三級地
標識	1本につき1年				Aに0.007を乗じて得た額	第四級地

道路法施行令 (昭和27年政 令第479号。 以下「令」と いう。)第7 条第1号に掲 げる物件	旗 ざ お	その 他 の も の	1本につき1月	第五級地	6
				第一級地	3,000
				第二級地	480
				第三級地	180
				第四級地	87
	幕 (令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。)	祭礼, 縁日その他の 催しに際し, 一時的 に設けるもの	その面積1平方メー トルにつき1日	第一級地	300
				第二級地	48
	ア ー チ	その 他 の も の	その面積1平方メー トルにつき1月	第一級地	3,000
				第二級地	480
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	第三級地	180
第四級地				87	
ア ー チ	その 他 の も の	1基につき1月	第五級地	59	
			第一級地	30,000	
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メー トルにつき1年	第二級地	4,800	
			第三級地	1,800	
令第7条第3号に掲げる施設			第四級地	870	
			第五級地	590	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料		占有面積1平方メー トルにつき1月	第一級地	15,000	
			第二級地	2,400	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設			第三級地	900	
			第四級地	430	
トンネルの上又は高架の道路の路面 下 (当該路面下の地下を除く。)			第五級地	290	
			第一級地	3,400	
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メー トルにつき1年	第二級地	1,400	
			第三級地	1,000	
令第7条第3号に掲げる施設			第四級地	850	
			第五級地	780	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料		占有面積1平方メー トルにつき1月	第一級地	3,000	
			第二級地	480	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設			第三級地	180	
			第四級地	87	
トンネルの上又は高架の道路の路面 下 (当該路面下の地下を除く。)			第五級地	59	
			第一級地	340	
トンネルの上又は高架の道路の路面 下 (当該路面下の地下を除く。)			第二級地	140	
			第三級地	100	
トンネルの上又は高架の道路の路面 下 (当該路面下の地下を除く。)			第四級地	85	
			第五級地	78	
トンネルの上又は高架の道路の路面 下 (当該路面下の地下を除く。)			第一級地	Aに0.008を乗じて得た額	
			第二級地	Aに0.009を乗じて得た額	
トンネルの上又は高架の道路の路面 下 (当該路面下の地下を除く。)			第三級地	Aに0.012を乗じて得た額	

令第7条第8号に掲げる施設	設けるもの	
	上空に設けるもの	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの
		階数が2のもの
		階数が3以上のもの
その他のもの		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	
	その他のもの	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	
	その他のもの	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	その他のもの	
令第7条第12号に掲げる器具		
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	その他のもの	

占有面積1平方メートルにつき1年

第四級地	Aに0.014を乗じて得た額
第五級地	Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.017を乗じて得た額	
Aに0.004を乗じて得た額	
Aに0.006を乗じて得た額	
Aに0.007を乗じて得た額	
Aに0.025を乗じて得た額	
第一級地	Aに0.01を乗じて得た額
第二級地	Aに0.012を乗じて得た額
第三級地	Aに0.015を乗じて得た額
第四級地	Aに0.019を乗じて得た額
第五級地	Aに0.022を乗じて得た額
第一級地	Aに0.007を乗じて得た額
第二級地	Aに0.009を乗じて得た額
第三級地	Aに0.011を乗じて得た額
第四級地	Aに0.014を乗じて得た額
第五級地	Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額	
第一級地	Aに0.007を乗じて得た額
第二級地	Aに0.009を乗じて得た額
第三級地	Aに0.011を乗じて得た額
第四級地	Aに0.014を乗じて得た額
第五級地	Aに0.015を乗じて得た額
第一級地	Aに0.01を乗じて得た額
第二級地	Aに0.012を乗じて得た額
第三級地	Aに0.015を乗じて得た額
第四級地	Aに0.019を乗じて得た額
第五級地	Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額	
Aに0.031を乗じて得た額	
Aに0.025を乗じて得た額	
第一級地	Aに0.01を乗じて得た額
第二級地	Aに0.012を乗じて得た額
第三級地	Aに0.015を乗じて得た額
第四級地	Aに0.019を乗じて得た額
第五級地	Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額	
Aに0.031を乗じて得た額	

令 第 7 条 第 14 号 に 掲 げ る 施 設

Aに0.031を乗じて得た額

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により占用の許可を受けている者に係る占用料の額については、当該許可に係る占用の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第126号議案

茨城県都市公園条例の一部を改正する条例

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「，洞峰公園」を削る。

別表第1（2）有料公園施設の表洞峰公園の項を削る。

別表第2（2）公園施設を管理する場合の表洞峰公園の項を削る。

別表第3（2）有料公園施設を利用する場合 ア 普通利用料金 その2の表洞峰公園の項を削り、同表備考第5項中「及び洞峰公園の屋内水泳プール」を削り、「発行する」の次に「6,000円券（販売価格5,000円）又は13,000円券（販売価格10,000円）の」を加え、同表備考第6項及び第7項を削り、同表備考第8項を同表備考第6項とし、同表備考第9項から同表備考第11項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第3（2）有料公園施設を利用する場合 ア 普通利用料金 その3の表洞峰公園の項を削り、同表備考第5項を削る。

別表第3（2）有料公園施設を利用する場合 イ 特別利用料金の表備考第5項中「，洞峰公園の屋内水泳プール」を削り、同表備考第6項中「，笠松運動公園の体育館及び洞峰公園」を「及び笠松運動公園」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第142号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設	東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 大洗町 町長 國井 豊	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第143号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
赤塚公園	つくば市大角豆2012番地36 橋本造園土木株式会社 代表取締役 橋本 純一	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第144号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
県西総合公園	筑西市直井1076番地 筑西広域市町村圏事務組合 管理者 須藤 茂	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第145号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
笠間芸術の森公園	笠間市中央三丁目2番1号 笠間市 市長 山口 伸樹	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第146号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
大洗公園	水戸市白梅二丁目4番6号 茨城県造園業協同組合 理事長 永井 剛人	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第150号議案

工事請負契約の変更について

下記により、工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
県単支援道改 第31-03-000-6-001号 合併支援道路 (仮称)上曾トンネル 本体工事(石岡工区)	随意契約	既請負 契約金額	千円 5,067,667	東京都港区港南二丁目15番2号 大林・株木・市村特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社大林組 取締役社長 蓮輪 賢治 代理人 代表取締役副社長執行役員東京本店長 笹川 淳
		今回増減 (△) 額	995,940	
		計	6,063,607	

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報 告

報告第5号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記2件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記1

和解について

竜ヶ崎工事事務所所属の普通貨物自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 令和5年4月27日（木）午後3時10分頃、稲敷郡河内町長竿6260番地地先県道上で発生した事故

(2) 事故の概要

竜ヶ崎工事事務所所属の職員が、普通貨物自動車を運転して出張途中、上記県道において、相手方の小型乗用自動車に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 599,212円

(注) 上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

令和5年12月6日開会

令和5年第4回茨城県議会定例会議案概要説明書

茨 城 県

目 次

	頁
1. 令和5年度一般会計予算各部局別一覧	1
2. 令和5年度一般会計補正予算各部局別一覧	3
3. 令和5年度一般会計予算款別財源別一覧	5
4. 令和5年度一般会計補正予算款別財源別一覧	7
5. 令和5年度一般会計補正予算概要	9
6. 令和5年度一般会計予算繰越明許費概要	17
7. 条例その他の概要	21
8. 専決処分概要	25

1. 令和5年度 一般会計予算各部局別一覽 (今回補正を含む)

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	総 額 に 対 す る 比	
				予 算 額	一 般 財 源
県 議 会 事 務 局	1,680,883	297	1,680,586	0.13 %	0.19 %
監 査 委 員 事 務 局	166,626	13	166,613	0.01	0.02
人 事 委 員 会 事 務 局	142,917	10	142,907	0.01	0.02
労 働 委 員 会 事 務 局	131,342	11	131,331	0.01	0.01
会 計 事 務 局	1,130,845	64,684	1,066,161	0.09	0.12
総 務 部	406,837,787	13,891,643	392,946,144	30.93	44.39
政 策 企 画 部	14,434,233	8,838,812	5,595,421	1.10	0.63
県 民 生 活 環 境 部	8,786,868	5,547,504	3,239,364	0.67	0.37
防 災 ・ 危 機 管 理 部	6,136,798	4,637,755	1,499,043	0.47	0.17
保 健 医 療 部	175,812,740	53,851,534	121,961,206	13.37	13.78
福 祉 部	93,948,749	27,899,315	66,049,434	7.14	7.46
営 業 戦 略 部	6,873,080	2,972,405	3,900,675	0.52	0.44

(1)

(2)

立地推進部	19,754,879	15,179,507	4,575,372	1.50	0.52
産業戦略部	126,784,449	120,818,627	5,965,822	9.64	0.67
農林水産部	43,210,820	25,920,889	17,289,931	3.29	1.95
土木部	109,870,795	83,742,327	26,128,468	8.35	2.95
教育庁	236,833,554	58,954,162	177,879,392	18.01	20.10
警察本部	62,625,169	7,695,911	54,929,258	4.76	6.21
合計	1,315,162,534	430,015,406	885,147,128	一般財源内訳 県 税 426,830,705 地方消費税清算金 143,781,768 地方譲与税 54,518,273 地方特例交付金 2,000,000 地方交付税 196,368,000 交通安全対策特別交付金 736,000 寄附金 57,045 繰入金 28,355,070 繰越金 6,707,208 諸収入 9,393,059 県債 16,400,000	

2. 令和5年度 一般会計補正予算各部局別一覧 (今回分)

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	総 額 に 対 す る 比	
				予 算 額	一 般 財 源
県 議 会 事 務 局	—	—	—	0.00 %	0.00 %
監 査 委 員 事 務 局	—	—	—	0.00	0.00
人 事 委 員 会 事 務 局	—	—	—	0.00	0.00
労 働 委 員 会 事 務 局	—	—	—	0.00	0.00
会 計 事 務 局	—	—	—	0.00	0.00
総 務 部	—	—	—	0.00	0.00
政 策 企 画 部	—	—	—	0.00	0.00
県 民 生 活 環 境 部	—	—	—	0.00	0.00
防 災 ・ 危 機 管 理 部	—	—	—	0.00	0.00
保 健 医 療 部	—	—	—	0.00	0.00
福 祉 部	—	—	—	0.00	0.00
営 業 戦 略 部	—	—	—	0.00	0.00

(3)

(4)

立地推進部	—	—	—	0.00	0.00
産業戦略部	215,400	100,000	115,400	3.83	12.10
農林水産部	498,502	410,502	88,000	8.88	9.23
土木部	4,902,400	4,152,305	750,095	87.29	78.67
教育庁	—	—	—	0.00	0.00
警察本部	—	—	—	0.00	0.00
合計	5,616,302	4,662,807	953,495	一般財源内訳 繰越金	953,495

一 般 会 計 補 正 予 算 概 要

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
道路維持課				
道路橋梁維持費				
道路補修費	1,500,000	県債 1,200,000	300,000	道路防災維持費 工事費 1,482,000 (現計 6,879,404) 事務費 18,000 (現計 96,825)
河川課				
河川維持費	1,840,000	県債 1,440,000	400,000	
河川補修費	400,000	—	400,000	維持補修費 (現計 1,177,998)
河川防災費	1,440,000	県債 1,440,000	—	河道浚渫、築堤及び護岸等整備費 工事費 1,418,000 (現計 4,682,363) 事務費 22,000 (現計 200,193)
砂防費	212,400	県債 162,400	50,000	

(14)

砂防施設補修費	50,000	—	50,000	砂防施設補修費 (現計 151,900)
県単砂防費	162,400	県債 162,400	—	砂防関連護岸等整備費 工事費 160,000 (現計 69,860) 事務費 2,400 (現計 7,751)
災害土木施設復旧費				
令和5年国補災害復旧土木費	1,350,000	国庫支出金 843,105 県債 506,800 計 1,349,905	95	現年発生災害復旧費 工事費 1,343,925 国補(0.667) (現計 380,270) 事務費 6,075 (現計 11,760)
河川課計	3,402,400	国庫支出金 843,105 県債 2,109,200 計 2,952,305	450,095	
土木部計	4,902,400	国庫支出金 843,105 県債 3,309,200 計 4,152,305	750,095	
合 計	5,616,302	国庫支出金 1,331,607	953,495	一般財源内訳

一般会計予算繰越明許費概要

6. 令和5年度 一般会計予算繰越明許費概要

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
林業課				
治山費				
治山事業費	13,600	県債 13,600	—	県単治山事業費 北茨城市華川町小豆畑地区ほか 予算計上額 134,042 本年度支出所要額 120,442 残 額 13,600 不 用 額 — 繰 越 額 13,600
災害林道復旧費	101,502	国庫支出金 101,502	—	現年発生災害復旧費 日立市小木津町地内 予算計上額 105,968 本年度支出所要額 4,466 残 額 101,502 不 用 額 — 繰 越 額 101,502
林業課計	115,102	国庫支出金 101,502 県債 13,600	—	

		計	115,102		
道路維持課					
道路橋梁維持費					
道路補修費	899,200	県債	719,200	180,000	日立市宮田町地区ほか 予算計上額 1,500,000 本年度支出所要額 600,800 残 額 899,200 不 用 額 - 繰 越 額 899,200 (現計 4,952,651)
河川課					
河川維持費	1,103,800	県債	863,800	240,000	
河川補修費	240,000		-	240,000	高萩市下手綱地区ほか 予算計上額 1,577,998 本年度支出所要額 1,337,998 残 額 240,000 不 用 額 - 繰 越 額 240,000
河川防災費	863,800	県債	863,800	-	北茨城市関本町福田地区ほか 予算計上額 1,440,000

				本年度支出所要額	576,200
				残 額	863,800
				不 用 額	—
				繰 越 額	863,800
				(現計)	1,928,610)
砂防費	106,000	県債	81,000	25,000	
砂防施設補修費	25,000	—	—	25,000	水戸市金町地区ほか 予算計上額 201,900 本年度支出所要額 176,900 残 額 25,000 不 用 額 — 繰 越 額 25,000
県単砂防費	81,000	県債	81,000	—	桜川市木植地区ほか 予算計上額 162,400 本年度支出所要額 81,400 残 額 81,000 不 用 額 — 繰 越 額 81,000 (現計 19,000)
災害土木施設復旧費					
令和5年国補災害復旧土木費	813,000	国庫支出金	486,976	24	高萩市下手綱地区ほか 予算計上額 1,742,030
		県債	326,000		

一般会計

(19)

(20)

		計	812,976		本年度支出所要額	929,030
					残 額	813,000
					不 用 額	—
					繰 越 額	813,000
河川課計	2,022,800	国庫支出金	486,976	265,024		
		県債	1,270,800			
		計	1,757,776			
土木部計	2,922,000	国庫支出金	486,976	445,024		
		県債	1,990,000			
		計	2,476,976			
合 計	3,037,102	国庫支出金	588,478	445,024		
		県債	2,003,600			
		計	2,592,078			

条 例 そ の 他 の 概 要

7. 条例その他の概要

(1) 茨城県公告式条例の一部を改正する条例

スマート自治体の実現に向けた取組の一環として、規則の公布に係る見直し等、所要の改正をしようとするものである。

(2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人事委員会の勧告等に伴い、職員の給料月額を改定する等、所要の改正をしようとするものである。

(3) 茨城県核燃料等取扱税条例

原子力施設の立地に伴う財政需要に対応するため、核燃料等取扱税について必要な事項を定める条例を制定しようとするものである。

(4) 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村の希望により事務処理の権限を移譲することに伴い、所要の改正をしようとするものである。

(5) 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例

屋外に保管された再生資源物の崩落等の事故又は火災の発生等を防止し、併せて当該保管に伴う騒音又は振動等の発生の防止等を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資するため、本条例を制定しようとするものである。

(6) 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

(7) 茨城県都市公園条例の一部を改正する条例

洞峰公園を移管するため、所要の改正をしようとするものである。

(8) 学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

県立青少年教育施設を再編するため、所要の改正をしようとするものである。

(9) 茨城県暴力団排除条例の一部を改正する条例

暴力団による凶悪事件の発生が県民生活を脅かす大きな脅威となるとともに、暴力団活動の潜在化等、暴力団を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、暴力団に対する規制を強化するため、所要の改正をしようとするものである。

(10) 当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法の規定に基づき、令和6年度において、総額280億円以内の当せん金付証票を発売しようとするものである。

(11) 県有財産の売却処分について（奥野谷浜工業団地事業用地）

事業用地として、神栖市奥野谷字東和田5600番4ほか1筆の土地30,000.11平方メートルを予定価格6億9,000万2,530円で明成化学工業株式会社代表取締役貴志宏史に売却しようとするものである。

(12) 県有財産の売却処分について（奥野谷浜工業団地事業用地）

事業用地として、神栖市奥野谷字東和田5600番19ほか1筆の土地70,000.32平方メートルを予定価格15億4,000万7,040円で竹本油脂株式会社代表取締役竹本元泰に売却しようとするものである。

(13) 県有財産の売却処分について（波崎漁港後背地用地）

事業用地として、神栖市波崎新港13番12の土地25,274.75平方メートルを予定価格2億3,250万円で株式会社みうらや代表取締役三浦敏克に売却しようとするものである。

(14) 指定管理者の指定について（茨城県立県民文化センター）

公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。

(15) 指定管理者の指定について（茨城県鳥獣センター）

公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。

(16) 指定管理者の指定について（茨城県立あすなろの郷）

公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。

- (17) 指定管理者の指定について（茨城県立青少年会館）
公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。
- (18) 指定管理者の指定について（ラーク・ハイツ）
公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。
- (19) 指定管理者の指定について（茨城県大洗マリンタワー）
公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。
- (20) 指定管理者の指定について（茨城県奥久慈憩いの森）
公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。
- (21) 指定管理者の指定について（茨城県水郷県民の森）
公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。
- (22) 指定管理者の指定について（波崎漁港海岸休憩施設）
公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。

- (23) 指定管理者の指定について（茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設）
公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。
- (24) 指定管理者の指定について（赤塚公園）
公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。
- (25) 指定管理者の指定について（県西総合公園）
公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。

(26) 指定管理者の指定について（笠間芸術の森公園）

公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。

(27) 指定管理者の指定について（大洗公園）

公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。

(28) 指定管理者の指定について（茨城県立中央青年の家）

公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。

(29) 指定管理者の指定について（茨城県立さしま少年自然の家）

公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。

(30) 指定管理者の指定期間の延長について

公の施設の管理について、指定管理者の指定期間の延長を行おうとするものである。

(31) 工事請負契約の変更について

合併支援道路（仮称）上曾トンネル本体工事（石岡工区）について、東京都港区港南二丁目15番2号大林・株木・市村特定建設工事共同企業体代表者株式会社大林組取締役社長蓮輪賢治代理人代表取締役副社長執行役員東京本店長笹川淳と50億6,766万7千円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、支保工の変更等が生じたため、9億9,594万円を増額し、60億6,360万7千円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

(32) 和解について

県立友部高等学校事故に係る損害賠償請求事件（水戸地方裁判所令和2年（ワ）第507号）について、和解しようとするものである。

專 決 処 分 概 要

8. 専決処分概要

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

(1) 和解について（令和5年10月26日専決処分）

令和5年4月27日（木）稲敷郡河内町長竿6260番地地先県道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

(2) 和解について（令和5年11月7日専決処分）

令和4年5月13日（金）土浦市藤沢995番地3地先市道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

令和5年12月6日開会

⑥

令和5年第4回茨城県議会定例会議案

(第 3 綴)

茨 城 県

令和5年第4回茨城県議会定例会議案（第3綴）目次

	頁
第156号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算（第6号）……………	1
第157号議案 令和5年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第1号）……………	10
第158号議案 令和5年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第1号）……………	11

予

算

第156号議案

令和5年度 茨城県一般会計補正予算（第6号）

令和5年度茨城県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,475,708千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,347,638,242千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月13日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 8,155,941	千円 645,684	千円 8,801,625
	1 分 担 金	663,569	239,236	902,805
	2 負 担 金	7,492,372	406,448	7,898,820
9 国 庫 支 出 金		176,172,523	14,150,760	190,323,283
	2 国 庫 補 助 金	119,433,119	14,150,760	133,583,879
13 繰 越 金		6,707,208	22,027	6,729,235
	1 繰 越 金	6,707,208	22,027	6,729,235
14 諸 収 入		143,099,601	37	143,099,638
	8 雑 入	7,456,378	37	7,456,415
15 県 債		90,449,900	17,657,200	108,107,100
	1 県 債	90,449,900	17,657,200	108,107,100
歳 入 合 計		1,315,162,534	32,475,708	1,347,638,242

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 企画開発費		14,361,177	45,506	14,406,683
	2 開発費	5,460,528	45,506	5,506,034
4 生活環境費		8,786,868	39,000	8,825,868
	2 環境保全費	6,965,163	39,000	7,004,163
6 保健医療費		138,534,623	751,269	139,285,892
	3 医薬費	12,578,029	751,269	13,329,298
7 福祉費		129,560,802	2,089,529	131,650,331
	2 生活保護費	4,985,631	7,876	4,993,507
	3 障害福祉費	36,234,730	365,228	36,599,958
	4 長寿福祉費	45,124,872	1,394,678	46,519,550
	5 児童福祉費	40,745,842	321,747	41,067,589
8 労働費		2,759,713	8,093	2,767,806
	1 労働政策費	747,122	8,093	755,215
9 農林水産業費		42,310,315	4,647,315	46,957,630
	1 農業費	11,747,363	158,731	11,906,094
	2 畜産業費	4,296,603	602,645	4,899,248
	3 林業費	5,951,081	323,500	6,274,581
	4 水産業費	3,813,528	490,161	4,303,689
	5 農地費	16,501,740	3,072,278	19,574,018
12 商工費		124,156,078	810,202	124,966,280
	3 中小企業費	4,752,750	810,202	5,562,952
13 土木費		106,553,005	24,047,432	130,600,437
	2 道路橋梁費	63,803,650	5,956,376	69,760,026

	3 河川海岸費	23,801,271	15,247,130	39,048,401
	4 港湾費	5,044,949	2,686,253	7,731,202
	5 都市計画費	5,588,173	157,673	5,745,846
15 教育費		258,920,141	37,362	258,957,503
	1 教育総務費	43,670,607	37,362	43,707,969
歳出合計		1,315,162,534	32,475,708	1,347,638,242

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
9 農林水産業費			千円 258,000	千円 3,491,778	千円 3,749,778
	3 林業費		13,600	285,500	299,100
		国補治山事業費	-	285,500	285,500
	4 水産業費		244,400	460,500	704,900
		広域漁港整備事業費	74,400	344,000	418,400
		水産基盤ストック マネジメント事業費	170,000	116,500	286,500
	5 農地費		-	2,745,778	2,745,778
		農村地域防災減災事業費	-	157,734	157,734
		県営かんがい排水事業費	-	372,129	372,129
		県営畑地帯総合 整備事業費	-	337,255	337,255
		経営体育成基盤 整備事業費	-	1,878,660	1,878,660
	13 土木費			34,052,337	15,793,916
2 道路橋梁費			26,900,652	4,281,376	31,182,028
		地方道路整備費	13,040,563	2,506,376	15,546,939
		地方道路整備費	6,620,608	1,775,000	8,395,608
3 河川海岸費			5,668,746	9,410,448	15,079,194
		国補河川改修事業費	2,087,000	8,426,486	10,513,486
		都市基盤河川改修事業費	-	20,000	20,000
		ダム堰堤改良事業費	-	305,750	305,750
	通常砂防費	30,000	94,634	124,634	

		国補急傾斜地崩壊対策事業費	99,000	372,295	471,295
		海岸保全施設整備事業費	60,000	191,283	251,283
	4 港湾費		658,759	2,051,753	2,710,512
		国補統合補助事業費	87,759	1,196,016	1,283,775
		津波・高潮対策事業費	475,000	855,737	1,330,737
	5 都市計画費		802,256	50,339	852,595
		国補公園事業費	393,000	50,339	443,339
	合計		35,224,839	19,285,694	54,510,533

第3表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
	千円	千円	千円			
治 山 事 業	316,400	151,400	467,800	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）
水産基盤整備事業	392,200	194,300	586,500			
土地改良事業	2,712,200	1,057,900	3,770,100			
河 川 事 業	15,157,400	10,112,000	25,269,400			
海岸整備事業	223,700	96,200	319,900			
砂 防 事 業	51,900	47,600	99,500			
急傾斜地崩壊対策事業	165,200	155,200	320,400			
港湾整備事業	1,600,600	1,864,500	3,465,100			
道路橋梁整備事業	25,591,600	3,710,500	29,302,100			
街 路 事 業	675,700	-	675,700			
空港整備事業	6,600	-	6,600			
放課後児童クラブ整備事業	304,500	-	304,500			
産業技術専門学院整備事業	10,800	-	10,800			
いばらき就職支援センター整備事業	60,300	-	60,300			
茨城県職業人材育成センター整備事業	56,300	-	56,300			
体育施設整備事業	131,100	-	131,100			
公営住宅建設事業	986,100	-	986,100			
過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	21,300	-	21,300			
現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	749,300	-	749,300			
過 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	81,000	-	81,000			
現 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	21,800	135,000	156,800			
単独災害復旧事業	1,141,600	-	1,141,600			

児童福祉施設 整備事業	123,800	-	123,800			
老人福祉施設 整備事業	390,300	-	390,300			
障害福祉施設 整備事業	3,866,600	-	3,866,600			
総合福祉会館 整備事業	12,200	-	12,200			
県庁舎等整備事業	772,800	-	772,800			
交通安全施設 整備事業	726,200	-	726,200			
警察施設整備事業	1,850,600	-	1,850,600			
公園事業	638,800	132,600	771,400			
高校整備事業	4,128,800	-	4,128,800			
文化施設整備事業	328,100	-	328,100			
社会教育施設 整備事業	81,100	-	81,100			
特別支援学校 整備事業	888,700	-	888,700			
空港周辺整備事業	7,700	-	7,700			
地域鉄道設備等 整備事業	37,900	-	37,900			
災害救助対策事業	48,300	-	48,300			
アクアワールド茨城県 大洗水族館整備事業	206,100	-	206,100			
消防施設整備事業	15,000	-	15,000			
県立医療大学設備 整備事業	158,900	-	158,900			
農業大 学校施設 整備事業	7,800	-	7,800			
農業総合センター 施設整備事業	75,400	-	75,400			
原種苗センター 整備事業	28,800	-	28,800			
産業技術イノベーション センター施設整備事業	194,300	-	194,300			
繊維高分子研究所 整備事業	26,400	-	26,400			

県民文化センター 施設整備事業	87,800	-	87,800			
畜産センター施設 整備事業	21,700	-	21,700			
養豚研究所施設 整備事業	419,600	-	419,600			
家畜保健衛生所 施設整備事業	50,400	-	50,400			
保健所施設 整備事業	103,400	-	103,400			
いばらき予防医学プラザ 整備事業	75,400	-	75,400			
公共処分場 整備事業	257,800	-	257,800			
地域活性化事業	506,100	-	506,100			
防災対策事業	638,900	-	638,900			
合併特例事業	1,409,500	-	1,409,500			
地方道路等 整備事業	2,204,400	-	2,204,400			
緊急防災・減災事業	2,154,900	-	2,154,900			
上水道事業出資金	951,000	-	951,000			40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	16,400,000	-	16,400,000			30年以内 (据置期間を含む。)
災害援護資金 貸付	96,800	-	96,800	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)
合計	90,449,900	17,657,200	108,107,100			

第 157 号議案

令和 5 年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 5 年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号中「2,472,522 千円」を「3,015,522千円」に改める。

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,096,264千円」を「1,232,014千円」に、「924,906千円」を「1,060,656千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第 1 款 資 本 的 収 入	1,779,946千円		407,250千円	2,187,196千円
第 1 項 国 庫 補 助 金	593,529千円		135,750千円	729,279千円
第 2 項 企 業 債	1,176,000千円		271,500千円	1,447,500千円
		支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出	2,876,210千円		543,000千円	3,419,210千円
第 1 項 建 設 改 良 費	2,472,522千円		543,000千円	3,015,522千円

（企業債の補正）

第 4 条 予算第 6 条中限度額「1,176,000千円」を「1,447,500千円」に改める。

令和 5 年12月13日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 158 号議案

令和 5 年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 5 年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号中「4,231,431千円」を「4,791,431千円」に改める。

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	4,460,910千円	560,000千円	5,020,910千円
第 1 項 国 庫 補 助 金	2,355,627千円	280,000千円	2,635,627千円
第 2 項 企 業 債	1,194,300千円	140,000千円	1,334,300千円
第 3 項 負 担 金	910,842千円	140,000千円	1,050,842千円
	支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出	6,354,559千円	560,000千円	6,914,559千円
第 1 項 建 設 改 良 費	4,231,431千円	560,000千円	4,791,431千円

（企業債の補正）

第 4 条 予算第 6 条中限度額「1,194,300千円」を「1,334,300千円」に改める。

令和 5 年12月13日提出

茨城県知事 大井川 和彦

令和5年12月6日開会

令和5年第4回茨城県議会定例会議案概要説明書

(第3綴)

茨 城 県

目 次

	頁
1. 令和5年度一般会計予算各部局別一覧	1
2. 令和5年度一般会計補正予算各部局別一覧	3
3. 令和5年度一般会計予算款別財源別一覧	5
4. 令和5年度一般会計補正予算款別財源別一覧	7
5. 令和5年度一般会計補正予算概要	9
6. 令和5年度一般会計予算繰越明許費概要	35
7. 令和5年度鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算概要	41
8. 令和5年度流域下水道事業会計補正予算概要	43

1. 令和5年度 一般会計予算各部局別一覧 (今回補正を含む)

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	総 額 に 対 す る 比	
				予 算 額	一 般 財 源
県 議 会 事 務 局	1,680,883	297	1,680,586	0.12 %	0.19 %
監 査 委 員 事 務 局	166,626	13	166,613	0.01	0.02
人 事 委 員 会 事 務 局	142,917	10	142,907	0.01	0.02
労 働 委 員 会 事 務 局	131,342	11	131,331	0.01	0.01
会 計 事 務 局	1,130,845	64,684	1,066,161	0.08	0.12
総 務 部	406,875,149	13,929,005	392,946,144	30.19	44.39
政 策 企 画 部	14,479,739	8,884,318	5,595,421	1.07	0.63
県 民 生 活 環 境 部	8,825,868	5,586,504	3,239,364	0.66	0.37
防 災 ・ 危 機 管 理 部	6,136,798	4,637,755	1,499,043	0.46	0.17
保 健 医 療 部	176,564,009	54,602,803	121,961,206	13.10	13.78
福 祉 部	96,038,278	29,988,844	66,049,434	7.13	7.46
営 業 戦 略 部	6,873,080	2,972,405	3,900,675	0.51	0.44

(1)

(2)

立地推進部	19,754,879	15,179,507	4,575,372	1.47	0.52
産業戦略部	127,602,744	121,636,922	5,965,822	9.47	0.67
農林水産部	47,858,135	30,567,816	17,290,319	3.55	1.95
土木部	133,918,227	107,768,120	26,150,107	9.94	2.95
教育庁	236,833,554	58,954,162	177,879,392	17.57	20.10
警察本部	62,625,169	7,695,911	54,929,258	4.65	6.21
合計	1,347,638,242	462,469,087	885,169,155	一般財源内訳 県 税 426,830,705 地方消費税清算金 143,781,768 地方譲与税 54,518,273 地方特例交付金 2,000,000 地方交付税 196,368,000 交通安全対策特別交付金 736,000 寄附金 57,045 繰入金 28,355,070 繰越金 6,729,235 諸収入 9,393,059 県債 16,400,000	

2. 令和5年度 一般会計補正予算各部署別一覧 (今回分)

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	総 額 に 対 す る 比	
				予 算 額	一 般 財 源
県 議 会 事 務 局	-	-	-	0.00 %	0.00 %
監 査 委 員 事 務 局	-	-	-	0.00	0.00
人 事 委 員 会 事 務 局	-	-	-	0.00	0.00
労 働 委 員 会 事 務 局	-	-	-	0.00	0.00
会 計 事 務 局	-	-	-	0.00	0.00
総 務 部	37,362	37,362	-	0.12	0.00
政 策 企 画 部	45,506	45,506	-	0.14	0.00
県 民 生 活 環 境 部	39,000	39,000	-	0.12	0.00
防 災 ・ 危 機 管 理 部	-	-	-	0.00	0.00
保 健 医 療 部	751,269	751,269	-	2.31	0.00
福 祉 部	2,089,529	2,089,529	-	6.43	0.00
営 業 戦 略 部	-	-	-	0.00	0.00

(3)

(4)

立地推進部	-	-	-	0.00	0.00
産業戦略部	818,295	818,295	-	2.52	0.00
農林水産部	4,647,315	4,646,927	388	14.31	1.76
土木部	24,047,432	24,025,793	21,639	74.05	98.24
教育庁	-	-	-	0.00	0.00
警察本部	-	-	-	0.00	0.00
合計	32,475,708	32,453,681	22,027	一般財源内訳 繰越金	22,027

一般会計補正予算概要

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
道路建設課				
道路橋梁改築費				
地方道路整備費	2,506,376	国庫支出金 1,340,801 県債 1,165,500 計 2,506,301	75	道路改良費 工事費 2,488,810 国補(5.5/10)等 原因者負担(10/10) (現計 23,443,190) 事務費 17,566 原因者負担(10/10) (現計 1,067,496)
道路維持課				
道路橋梁維持費				
地方道路整備費	1,775,000	国庫支出金 904,900 県債 870,000 計 1,774,900	100	地方道路整備費 工事費 1,764,700 国補(5.5/10)等 (現計 11,034,341) 事務費 10,300 (現計 425,659)

土木部

(27)

(28)

道路直轄事業負担金	1,675,000	県債 1,675,000	—	道路直轄事業負担金 新直轄費 330,000 (現計 5,194,165) 改築費 1,050,000 (現計 2,363,000) 交通安全第2種 60,000 (現計 40,000) 電線共同溝 235,000 (現計 40,000)
道路維持課計	3,450,000	国庫支出金 904,900 県債 2,545,000 計 3,449,900	100	
河川課				
河川改良費	8,752,236	国庫支出金 4,283,400 負担金 58,092 県債 4,410,500 計 8,751,992	244	
国補河川改修事業費	8,426,486	国庫支出金 4,185,000 県債 4,241,300 計 8,426,300	186	国補河川改修事業費 工事費 8,370,000 国補(1/2) (現計 5,522,879) 事務費 56,486 (現計 233,370)

都市基盤河川改修事業費	20,000	県債 20,000	—	都市基盤河川改修事業費負担金 (現計 60,000)
ダム堰堤改良事業費	305,750	国庫支出金 98,400 負担金 58,092 県債 149,200 計 305,692	58	ダム堰堤改良事業費 工事費 303,701 国補 (4 / 10) 利水者負担 (10 / 10) (現計 116,200) 事務費 2,049 利水者負担 (10 / 10) (現計 5,170)
砂防費	466,929	国庫支出金 210,000 負担金 34,000 県債 202,800 計 446,800	20,129	
通常砂防費	94,634	国庫支出金 47,000 県債 47,600 計 94,600	34	砂防費 工事費 94,000 国補 (1 / 2) (現計 119,000) 事務費 634 (現計 4,545)
国補急傾斜地崩壊対策事業費	372,295	国庫支出金 163,000 負担金 34,000 県債 155,200	20,095	急傾斜地崩壊対策費 工事費 370,000 国補 (国4.5 / 10 県4.5 / 10)

土木部

(29)

(30)

		計	352,200		地元1/10)等 (現計 383,000) 事務費 2,295 (現計 16,695)
海岸保全費					
海岸保全施設整備事業費	191,283	国庫支出金 95,000 県債 96,200 計 191,200	83	海岸保全施設整備事業費 工事費 190,000 国補(1/2) (現計 456,414) 事務費 1,283 (現計 20,538)	
治水直轄事業負担金	5,836,682	県債 5,836,500	182	治水直轄事業負担金 治水直轄事業費 5,701,612 (現計 6,517,000) 河川等災害復旧事業費 135,070 (現計 111,885)	
河川課計	15,247,130	国庫支出金 4,588,400 負担金 92,092 県債 10,546,000 計 15,226,492	20,638		
港湾課					
港湾建設費	2,051,753	国庫支出金 821,000	453		

		県債 計	1,230,300 2,051,300			
国補統合補助事業費	1,196,016	国庫支出金 県債 計	396,000 799,600 1,195,600	416	港湾統合補助事業費 工事費 国補（1／3） （現計 事務費 （現計	1,188,000 918,000 8,016 40,688
津波・高潮対策事業費	855,737	国庫支出金 県債 計	425,000 430,700 855,700	37	津波・高潮対策事業費 工事費 国補（1／2） （現計 事務費 （現計	850,000 851,245 5,737 38,305
港湾直轄事業負担金	634,500	県債	634,200	300	直轄港湾改修事業負担金 鹿島港建設費 （現計 茨城港常陸那珂港区建設費 （現計	270,000 513,000 364,500 427,500
港湾課計	2,686,253	国庫支出金 県債 計	821,000 1,864,500 2,685,500	753		
都市局都市整備課						

土木部

(31)

公園事業費				
国補公園事業費	50,339	国庫支出金 25,000 県債 25,300 計 50,300	39	公園事業費 工事費 50,000 国補（1／2） (現計 953,800) 事務費 339 (現計 40,380)
公園直轄事業負担金	107,334	県債 107,300	34	公園直轄事業負担金 国営常陸海浜公園事業費 107,334 (現計 188,987)
都市局都市整備課計	157,673	国庫支出金 25,000 県債 132,600 計 157,600	73	
土木部計	24,047,432	国庫支出金 7,680,101 分担金及び負担金 92,092 県債 16,253,600 計 24,025,793	21,639	
合 計	32,475,708	国庫支出金 14,150,760 分担金及び負担金 645,684 諸収入 37 県債 17,657,200	22,027	一般財源内訳 繰越金 22,027

一般会計予算繰越明許費概要

6. 令和5年度 一般会計予算繰越明許費概要

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
林業課				
治山費				
治山事業費	285,500	国庫支出金 134,050 県債 151,400 計 285,450	50	国補治山事業費 北茨城市磯原町大塚地区ほか 予算計上額 943,580 本年度支出所要額 658,080 残 額 285,500 不 用 額 - 繰 越 額 285,500
水産振興課				
水産基盤整備費	460,500	国庫支出金 220,000 負担金 46,200 県債 194,300 計 460,500	-	
広域漁港整備事業費	344,000	国庫支出金 165,000 負担金 29,700 県債 149,300 計 344,000	-	波崎漁港 予算計上額 344,000 本年度支出所要額 - 残 額 344,000 不 用 額 - 繰 越 額 344,000 (現計 74,400)
水産基盤ストックマネジメント事業費	116,500	国庫支出金 55,000 負担金 16,500 県債 45,000 計 116,500	-	那珂湊漁港 予算計上額 116,500 本年度支出所要額 - 残 額 116,500 不 用 額 - 繰 越 額 116,500 (現計 170,000)

一般会計

(35)

					繰越額	1,878,660
農林水産部計	3,491,778	国庫支出金 分担金及び負担金	1,694,198	388		
		県債 計	553,592 1,243,600 3,491,390			
道路建設課						
道路橋梁改築費						
地方道路整備費	2,506,376	国庫支出金 県債 計	1,340,801 1,165,500 2,506,301	75	猿島郡境町大歩地区ほか 予算計上額 本年度支出所要額 残額 不用額 繰越額 (現計	2,506,376 - 2,506,376 - 2,506,376 13,040,563)
道路維持課						
道路橋梁維持費						
地方道路整備費	1,775,000	国庫支出金 県債 計	904,900 870,000 1,774,900	100	常陸太田市上深荻町地区ほか 予算計上額 本年度支出所要額 残額 不用額 繰越額 (現計	1,775,000 - 1,775,000 - 1,775,000 6,620,608)
河川課						

一般会計

(37)

(38)

河川改良費	8,752,236	国庫支出金 負担金 県債 計	4,283,400 58,092 4,410,500 8,751,992	244	
国補河川改修事業費	8,426,486	国庫支出金 県債 計	4,185,000 4,241,300 8,426,300	186	笠間市笠間地区ほか 予算計上額 8,426,486 本年度支出所要額 - 残 額 8,426,486 不 用 額 - 繰 越 額 8,426,486 (現計 2,087,000)
都市基盤河川改修事業費	20,000	県債	20,000	-	ひたちなか市中根地区 予算計上額 20,000 本年度支出所要額 - 残 額 20,000 不 用 額 - 繰 越 額 20,000
ダム堰堤改良事業費	305,750	国庫支出金 負担金 県債 計	98,400 58,092 149,200 305,692	58	花貫ダム 予算計上額 305,750 本年度支出所要額 - 残 額 305,750 不 用 額 - 繰 越 額 305,750
砂防費	466,929	国庫支出金 負担金 県債 計	210,000 34,000 202,800 446,800	20,129	
通常砂防費	94,634	国庫支出金 県債 計	47,000 47,600 94,600	34	日立市田尻沢地区ほか 予算計上額 94,634 本年度支出所要額 - 残 額 94,634 不 用 額 - 繰 越 額 94,634 (現計 30,000)

国補急傾斜地崩壊対策事業費	372,295	国庫支出金 負担金 県債 計	163,000 34,000 155,200 352,200	20,095	小美玉市弁才天2地区ほか 予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額 (現計)	372,295 - 372,295 - 372,295 99,000
海岸保全費						
海岸保全施設整備事業費	191,283	国庫支出金 県債 計	95,000 96,200 191,200	83	鹿嶋市荒野地区ほか 予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額 (現計)	191,283 - 191,283 - 191,283 60,000
河川課計	9,410,448	国庫支出金 負担金 県債 計	4,588,400 92,092 4,709,500 9,389,992	20,456		
港湾課						
港湾建設費	2,051,753	国庫支出金 県債 計	821,000 1,230,300 2,051,300	453		
国補統合補助事業費	1,196,016	国庫支出金 県債 計	396,000 799,600 1,195,600	416	茨城港日立港区ほか 予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額 (現計)	1,196,016 - 1,196,016 - 1,196,016 87,759

一般会計

(39)

(40)

津波・高潮対策事業費	855,737	国庫支出金 425,000 県債 430,700 計 855,700	37	鹿島港海岸 予算計上額 855,737 本年度支出所要額 - 残 額 855,737 不 用 額 - 繰 越 額 855,737 (現計 475,000)
都市局都市整備課				
公園事業費				
国補公園事業費	50,339	国庫支出金 25,000 県債 25,300 計 50,300	39	水戸市常磐町地区 予算計上額 50,339 本年度支出所要額 - 残 額 50,339 不 用 額 - 繰 越 額 50,339 (現計 393,000)
土木部計	15,793,916	国庫支出金 7,680,101 分担金及び負担金 92,092 県債 8,000,600 計 15,772,793	21,123	
合 計	19,285,694	国庫支出金 9,374,299 分担金及び負担金 645,684 県債 9,244,200 計 19,264,183	21,511	

企業会計補正予算概要

7. 令和5年度 鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算概要

(1) 資本の収入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差 引 不 足 (△) 額	備 考
資本の支出	543,000	国庫補助金 135,750 企業債 271,500 計 407,250	Δ 135,750 過年度分損益勘定留保 資金 135,750	建設改良費 工事費 543,000 (現計 2,452,000)

8. 令和5年度 流域下水道事業会計補正予算概要

(1) 資本的收入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差 引 不 足 (△) 額	備 考
資本的支出	560,000	国庫補助金 280,000 企業債 140,000 負担金 140,000 計 560,000	—	建設改良費 工事費 560,000 (現計 4,063,691)